

周防大島町告示第1号

平成24年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年2月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成24年3月7日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
新山 玄雄君	平野 和生君
魚原 満晴君	今元 直寛君
広田 清晴君	安本 貞敏君
尾元 武君	中村 美子君
中本 博明君	魚谷 洋一君
平川 敏郎君	松井 岑雄君
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

3月8日に応招した議員

3月22日に応招した議員

3月23日に応招した議員

応招しなかった議員

神岡 光人君

平成24年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成24年3月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成24年3月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 議案第11号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 議案第12号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第13号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第14号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第17号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第18号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第20号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第16 議案第21号 字の区域の変更について
- 日程第17 議案第22号 周防大島町行政組織条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第25 議案第30号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 周防大島町営改良住宅条例の一部改正について
- 日程第28 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第31 議案第36号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第40号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第42号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第43号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第44号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第45号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第46号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第47号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第48号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第49号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針並びに議案説明・行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 議案第11号 平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 議案第12号 平成 2 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 8 議案第13号 平成 2 3 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第14号 平成 2 3 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第15号 平成 2 3 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第16号 平成 2 3 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第17号 平成 2 3 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第18号 平成 2 3 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第19号 平成 2 3 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第20号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第16 議案第21号 字の区域の変更について
- 日程第17 議案第22号 周防大島町行政組織条例の一部改正について
- 日程第18 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第24号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第25号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第26号 周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第27号 周防大島町公民館条例の一部改正について
- 日程第23 議案第28号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第29号 周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第30号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議案第31号 周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第27 議案第32号 周防大島町営改良住宅条例の一部改正について
- 日程第28 議案第33号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第29 議案第34号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第30 議案第35号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第31 議案第36号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第37号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第38号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第39号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第40号 デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について

- 日程第37 議案第42号 デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について  
日程第38 議案第43号 東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第39 議案第44号 デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について  
日程第40 議案第45号 デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について  
日程第41 議案第46号 デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について  
日程第42 議案第47号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について  
日程第43 議案第48号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について  
日程第44 議案第49号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について

出席議員（17名）

1番	田中隆太郎君	2番	杉山 藤雄君
4番	新山 玄雄君	5番	平野 和生君
6番	魚原 満晴君	7番	今元 直寛君
8番	広田 清晴君	9番	安本 貞敏君
10番	尾元 武君	11番	中村 美子君
13番	魚谷 洋一君	14番	平川 敏郎君
15番	松井 岑雄君	17番	久保 雅己君
18番	布村 和男君	19番	小田 貞利君
20番	荒川 政義君		

欠席議員（2名）

3番	神岡 光人君	12番	中本 博明君
----	--------	-----	--------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	村田 雅典君	議事課長	中尾 豊樹君
書記	中村 和江君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	星出 明君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	西村 利雄君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	西本 芳隆君	大島総合支所長 .....	北杉 憲昌君
東和総合支所長 .....	木村 順一君	橘総合支所長 .....	東原 平典君
会計管理者兼会計課長 .....			岡本 洋治君
教育次長 .....	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	奈良元正昭君	財政課長 .....	中村 満男君
税務課長 .....	福田 美則君	商工観光課長 .....	吉村 昭夫君
生活衛生課長 .....	松村 正明君	介護保険課長 .....	河井 敏博君
公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君	公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君

#### 午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成24年第1回周防大島町議会定例会を開会します。

神岡光人議員から病気療養中の理由により、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。また、中本博明議員から本日の会議に欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番、松井岑雄議員、17番、久保雅己議員を指名いたします。

#### 日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月23日までの17日間とすることに決しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

昨年12月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告について提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

陳情・要望関係については、3月5日付で周防大島市民オンブズマン小原代表から、財団法人周防大島観光協会運営についての要望書と、周防大島国際文化協会運営についての要望書の2通を受け取りましたので、その写しをお手元に配布しております。

次に、系統議長会関係では、2月17日に山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成23年度会計補正予算と平成24年度歳入歳出予算について協議がなされました。いずれも承認をされたところでありますが、議員自治研修会については、9月下旬の開催を予定しております。

その他各種研修会や事業につきましては、開催案内等を受けた段階で、議員各位に御案内を差し上げたいと存じます。

次に、山口県離島振興市町議会議長会の定例会も同日開催されました。県内では4町のみ組織となりますが、来年度は、社会資本の整備や所得・生活条件等の面において、本土との間に依然として格差が存在しているということから、格差を少しでも減少させるべく離島振興の施策推進の要望活動を積極的に行うことを取り決めたところでございます。

なお、同日午前中に開催された山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席いたしました。24年度の予算関係資料につきましては、議員控室書棚に整理しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

また、2月23日に開かれた柳井地域・広域にかかわる消防組合議会及び水道企業団議会の24年度予算関係につきましても、関係議員さんが出席され、議員控室書棚に整理いたしますことを申し添えておきます。

さらに、県町議会議長会においては、議長研修として2月20日、21日の両日、宮城県亶理町の視察研修が行われ、私、荒川が参加してまいりました。この町は仙台市の南に位置しており、面積は周防大島町の半分程度、人口は3万3,000人程度の町です。震災で300人ぐらいの

方が亡くなり、役場庁舎は被害を受け、仮庁舎で業務を行っておりました。

昨年の秋、3委員会合同研修で仙台市周辺の行政視察を行いました。今回はそれを上回る被害箇所視察であり、自然災害の猛威を再認識するとともに、町の復興に向けた町民の皆さんの熱い思いを受け取り、一日も早い復興をお祈りしたところです。

続いて、町人会関係では、1月15日の東京久賀倶楽部へ平川敏郎議員と布村和男議員が、2月25日の東京たちばな会、翌26日の関西橘町人会へは安本貞敏議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきましては、会員との情報交換と親睦の和を広め、その交流の中から、ふるさと大島に対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、責任の重大さを深く感じたことと存じます。関係議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．施政方針並びに議案説明・行政報告

議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明、行政報告に入ります。町長から施政方針並びに議案の説明、行政報告を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。

本日は平成24年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折りにもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成24年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに重要諸案件につきまして御審議をいただくにあたり、町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、町議会議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本年は、私にとりまして町長の任期4年目、最終年という節目を迎えます。周防大島町の2代目町長に就任以来、議員各位と町民の皆様の御支援、御協力をいただきながら、常に財政の健全化を念頭に、「合併してよかったと実感できるまちづくり」に向け、諸事業を実施してまいりました。

この間、社会経済情勢に目を向けますと、金融資本市場の危機による世界経済の弱体化、劇的な政権交代、そして東日本大震災と原発事故、さらにはヨーロッパ政府債務の動揺や急激な円高など、まさに歴史的な出来事が国内外で続き、現下の我が国は先行きの見えない不透明感であふれ、非常に憂慮される状況にあります。

これまでの町政運営を振り返ってみますと、私は合併時の懸案事項を滞りなく完了させた中本前町長の後を受け、財政の健全化を第一に掲げ、行政コストの削減により生み出された財源で、小中学校や病院の耐震化、拠点避難施設への防災備蓄倉庫の設置、そして子育て支援の充実など住民生活に密着した事業や、東和陸上競技場のリニューアルやチャレンジショップの整備、そし



て滞在型・体験型観光の事業を通じての交流人口100万人を目指す「賑わいの創出」への取り組みなど、平成22年度からの過疎自立促進計画、そして平成23年度からの総合計画後期基本計画に基づいて、精いっぱい進めてまいりました。

先の国勢調査では10.8%人口が減少するなど、少子・高齢化は依然として進行しており、決定的な打開策を見い出せておりませんが、ここ数年U I Jターンの動きが少しずつ芽吹き始め、人口の社会減に歯どめがかかる傾向となっています。

今後は、就任当初からの取り組みを軌道に乗せるとともにより力強く加速させ、周防大島町が存在感を発揮し続けるために、粉骨砕身全力を傾注してまいる決意であります。

また、本町の財政状況は、平成22年度決算で財政運営の弾力性や自由度を示す経常収支比率が合併後初めて80%台となるなど、現時点での試算では中期的な財政運営に一定のめどが立ってきたところでありますが、自主財源に乏しく町税収入の伸びも今後期待できず、また平成27年度から合併支援措置の段階的な縮小が始まり、将来的に一般財源の減少が見込まれる中では、長期的視野に立った財政運営が必要となってまいります。

さて、平成24年度の予算編成につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、国の予算についてであります。

政府は平成24年度予算を「日本再生元年予算」と位置づけ、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林水産業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組み、合わせて地域主権改革を確実に推進するとして編成されました。その総額は90兆3,339億円となり、前年度に比べ2.2%減で6年ぶりに前年度を下回っております。

ただ、東日本大震災の復興予算を特別会計に計上したほか、基礎年金国庫負担の財源の一部を一般会計に計上しない交付国債で賄っており、これらの別枠分を合わせますと実質的には過去最大の予算規模となったところであります。

次に、地方財政についてであります。

地方自治体の財政運営指針となる地方財政計画で、政府は平成24年度においては被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方自治体の財政運営に影響を及ぼすことがないように、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理することとし、その結果、東日本大震災分を含む地方財政計画の規模は前年度を上回っており、また中期財政フレームに基づき、地方交付税をはじめとする、地方が自由に使える一般財源総額は0.2%増の59兆6,241億円と、平成23年度と同水準を維持しております。

しかしながら、財源不足に対応する、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債の発行額は前

年度より減少したとはいえ、依然として高水準にあり、引き続き借入金に依存した財政運営を余儀なくされる厳しい措置と言わざるを得ないところであります。

このような情勢を背景に、予算の編成に当たったわけではありますが、私にとりましては任期最後の当初予算となります、平成24年度予算を仕上げの予算と位置づけ、昨年に引き続き5つの柱を掲げ、「幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、積極果敢に町政運営に取り組むとともに、健康診断、特定健診の受診率向上をはじめとする「健康づくりの推進」、日本大震災の教訓を踏まえた、実効性のある自主防災組織の育成などの「防災対策の充実」、業振興、地域活性化、空き家対策などを総合的に推進するための「定住促進事業の推進」の3つの事業を重点課題とし、最大限の予算措置を講じたところであります。

それでは、まず「安心して子供を産み育てられる町」子育て支援についてであります。

ちびっ子医療費助成事業につきましては、小学6年生までのすべての子供さんの医療費無料化を引き続き継続し、また現在たちばなケアプラザに開設をしております子育て支援センターの業務を民間委託とするとともに3カ所に増設し、参加しやすい環境を整え、子育てを応援してまいります。

さらに、私立保育所が保育環境を改善するために行う施設改修の経費の一部について、1施設、事業費の4分の3、100万円を上限として助成を行い、保育環境の充実を図ってまいります。

町独自で助成の上乗せをしております特定不妊治療費助成事業や、全額町負担で実施をいたしております子宮頸がんワクチン等、接種事業も継続してまいります。

学校校舎等耐震化であります。耐震2次診断の結果を受けて、久賀中学校校舎改築事業、東和中学校屋内運動場耐震化事業を継続し、新たに明新小学校屋内運動場改築事業、情島中学校校舎耐震化事業に取り組み、平成26年度末には耐震化率100%を目指しておるものであります。

英語によるコミュニケーション能力向上のため、英語指導助手を1名増員して2名体制とし、外国青年英語指導事業をより充実をしてまいります。

次に、「働く意欲のわき出る町づくり」産業の振興についてであります。

新規就農者確保事業及びニューフィッシャー確保育成推進事業は、農業、漁業への新規就業者の育成支援を行うものであります。新規就農者確保事業については、平成22年度から山口県と町で独自に実施していた就農前の2年間の給付事業に、国が新たに最長7年間給付するとした「青年就農給付金」を絡ませ、就農後の経営安定化を支援いたします。

拡大傾向にありますイノシシ被害防止のため、防護さく設置等の助成拡大や有害鳥獣捕獲事業を引き続き実施するため、予算額を増額いたしました。

かんきつ生産者が取り組む、園内道や作業道、防風施設、雨よけハウスなどの整備を助成するやまぐち集落営農生産拡大事業は、予算を大幅に増額をいたしておるところであります。

東屋代地区樋の口ため池の改修を、平成26年度までの3カ年計画で取り組みます。完了後は町内の危険ため池はゼロとなる見込みであります。

体験交流型観光推進事業については、平成21年度から本格的に修学旅行生の受け入れを開始し、非常に好評を博しているところであります。新年度は22校、約4,300人の中・高校生を受け入れる予定となっております。引き続き、修学旅行の誘致及び受け入れを推進するとともに、スポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組み、交流人口の拡大を図るものであります。

続いて、「自然と環境にやさしい町づくり」生活環境の整備についてであります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、地球温暖化対策のため、国の対策により設置した住宅用太陽光発電システムに、町が上乗せをして補助金を交付するものであります。

懸案でありました久賀地区、大島地区の下水道事業については、事業認可に向けて設計に着手し、安下庄地区公共下水道事業とともに、町内下水道整備の促進を図ってまいります。

安下庄地区公共下水道事業は、安下庄地区のほぼ90%を処理区として平成24年度に完了の予定で、平成8年度からの17年間の総事業費は、約48億2,000万円となる見込みであります。

また、生活排水の処理を適切かつ効率的に行うため、合併浄化槽の設置に要する経費の一部を補助する合併浄化槽設置事業は継続してまいります。

なお、公共下水道などの集合処理人口と合併処理槽の個別処理人口とを合わせた、町内のいわゆる水洗化処理率は、平成23年3月末現在で46.9%となっております。

次に、4本目の柱、「晩年を豊かで安心して過ごせる町づくり」保健、福祉、医療、防災に関する事項についてであります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、県内で唯一、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている本町にも大きな衝撃を与えました。その中で、町内各地に広がった被災地支援の動きを大変心強く感じますとともに、改めて家族や地域のつながりを育てていくことの大切さや、さまざまな災害への備えを強化していくことの必要性を痛感しております。

まず、火災発生時において初期活動のスピードアップのため、可搬式消防ポンプの積載を容易にする消防ポンプ積込用リフトを各消防機庫に配備いたします。

また、災害時の通信手段を確保するため、衛星携帯電話を各総合支所など6カ所に整備するとともに、東和地区にある陸上競技場隣接地にヘリポートを整備し、救急患者搬送や救急物資の受け入れに備えてまいります。これで町内に2カ所のヘリポートが整備されることとなります。

地域防災計画についても、東日本大震災の大規模災害を踏まえて、現在の地域防災計画の見直しを行い、住民の皆さんへの周知を図ってまいります。

そして、自主防災組織の重要性が再認識されておりますが、本町においても非常時に活動でき

る、より実効性のある組織としてまいります。自主防災組織が行う防災訓練や防災資機材購入を助成し、組織の活動を支援してまいりますことといたしております。

平成17年度から取り組んでおります、木造住宅耐震診断及びその結果を受けての住宅耐震改修への助成を引き続き実施いたします。

次は、「健康づくり」への取り組みであります。まず、「町民健康福祉大会」を開催いたします。イベントを通じて、健康診断の重要性や生活習慣の改善に対する意識を高めるとともに、福祉事務所を設置することもあり、福祉、介護、医療への理解を深めていただく機会になればと考えております。

次に、検診事業の拡充であります。がん検診推進事業では大腸がん検診を推進事業に位置づけ、5歳刻みで検診無料クーポン券を配布し、受診率を高め、がんの早期発見を図ります。

初の試みとして、脳ドック検診事業でも40歳から60歳の5歳刻みに到達した者に対しまして受診を促し、その費用の4分の3、2万円ぐらいかかりますので、4分の3で1万5,000円ですか、これを助成することといたしております。

また、新規に国民健康保険被保険者の40歳到達者と、3年間無受診者に特定健診の無料クーポン券を配布し、受診率向上を図ってまいります。

いずれも検診等の受診率を高め、病気の早期発見により重傷化を防ぐことで、御本人の健康維持が一番ではありますが、結果的に医療費の抑制につながればとの思いによるものであります。

住宅リフォーム資金助成事業は、住環境改善と地域経済の活性化に資すると利用された方々も大変喜ばれておるとともに、町内の建設事業者からも高い評価をいただいております。多くの要望がありますことから、大幅に増額し継続をしたいと思っております。

また、既に設計業務が終了いたしております、町民の皆さんから要望の強い橘斎場の葬儀場整備を平成24年度に着工し、来年3月末に完成の見込みであり、大島斎場についても祭壇等を整備する予定であります。

町立東和病院につきましては、東棟部分の改築工事を引き続き行うもので、平成25年度完了を目指しております。

最後に5本目の柱、「次世代にすてきな未来を約束する町づくり」についてであります。

まず、周防大島高校を支援しようとする補助事業であります。本町では周防大島高校が唯一の県立高校でありながら、少子化や卒業後の進路から、多くの中学生が島外の高校へ進学を目指すなど、周防大島高校への入学者が大きく減少しています。

そこで、寮費の一部を助成し、町外からの生徒確保の支援をするとともに、周防大島高校を魅力ある高校にしていこうとする活動を助成しようとするものであります。

また、離島に住む高校生が、通学費や自宅を離れての居住費の負担が大きいため、通学費や居

住費などを対象に修学支援をしようとする、離島高校生修学支援費補助金も開始をいたします。

ワンテーマディスカッションは、町民の皆様が積極的に町政運営に参画できる仕組みとして、私と自由な雰囲気で見聞交換を行おうと、平成22年度から始めたものです。既に15回の開催をいたしておりますが、私にとっては非常に有意義な機会となっており、今後も引き続き実施をさせていただきたいと思っております。

難視聴区域の解消と情報通信環境の高速化を図るため、一昨年からCATV業者のアイキャンが行う光ファイバー網の整備を支援するとともに、CATV加入負担金への助成を行い、加入促進を図ってまいりました。平成24年度も引き続き加入負担金の助成を行うとともに、浮島地区に光ファイバーによるインターネット回線を確立いたします。

UIターンなど、町内移住希望者へ「住」や「職」、要するに住むところや職探しですね、「住」や「職」の情報発信や、既に移住した方からのアドバイスを提供する場を設けるとともに、空き家や廃屋対策と新たな産業興こしを支援するなど、定住対策の拠点窓口として定住対策促進協議会を設立し、嘱託職員を配置し、これに取り組んでまいります。

本町の地先において、世界最大といわれるニホンアワサングの群生地が見つかったことは御承知のとおりであります。現在関係者で行っています海域公園指定等に向けての勉強会を発展させて組織化し、調査や保全、資源としての活用についても検討してまいります。

魅力ある町づくりの促進のため、地域づくり活動を実践する団体から事業を公募し、その事業費を助成することにより地域活動を支援しようとする、「地域づくり活動支援事業」は継続をいたしております。

また、地域づくり活動支援事業の文化活動版として、文化振興事業補助金を新規に開始をいたします。文化活動により地域の活性化を図ろうという事業を公募し、その事業を助成することにより、生き生きとした地域の文化活動を支援していこうとするものであります。

県内では、初めて町が福祉事務所を設置するわけですが、身近なところで充実したサービスを提供できればと、平成19年度から順次、町職員を4人、柳井健康福祉センターと東部社会福祉事務所での長期実務研修に派遣するとともに、昨年からは電算システムや事務引き継ぎの協議を行って、本年4月から業務を開始する準備が整いました。

地域主権の時代に対応し、可能なものは積極的に事務権限の移譲を受けることが、事務処理の迅速化、住民サービスの向上につながると考えております。

以上、5つの柱のまちづくりにつきまして、その主要事業を御説明いたしました。まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に諸施策を実行してまいりたいと決意を新たにしているところであります。

これらの結果、一般会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ、3.3%増の138億

8,800万円となり、また国民健康保険事業特別会計等9特別会計を含めた、すべての会計の予算の総額は229億8,550万円となっております。

また、公営企業局企業会計では、収益的支出が約47億5,500万円、資本的支出が約16億1,800万円の予算となっております。

以上が平成24年度当初予算の概要であります。合併効果や行財政改革の成果、再編交付金などを活用し、住民生活に密着した事業を重点化した予算編成を行ったところであります。議員の皆様方の御理解と御支援を、重ねてお願い申し上げる次第でございます。

それでは、今定例会に提案をいたしております諸案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、平成24年度一般会計並びに特別会計予算など、当初予算に関するもの10件、平成23年度一般会計並びに特別会計予算などの補正予算に関するもの9件、専決処分の報告1件、埋め立てにより新たに生じた土地の確認に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの12件、市町総合事務組合理約の変更について、過疎地域自立促進計画の変更についてそれぞれ1件、指定管理者の指定について14件、合計50件であります。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

しらき野活センターにおいて、草刈り作業中に起きた物損事故による損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理いたしましたことを議会に報告するものであります。

議案第1号は、平成24年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は138億8,800万円となっております。前年度当初予算比4億3,800万円の増額で、率にして3.3%の増となっております。

まず、歳入の主なるものについてであります。町税は、年少扶養控除の廃止による影響や景気動向あるいは人口減等を踏まえ、13億1,925万1,000円、対前年度比0.3%の増額計上とし、地方譲与税や地方消費税交付金につきましても、昨今の景気動向を考慮し、地方財政計画に基づく試算により計上しております。

地方交付税は0.4%減の80億8,000万円を計上しました。これに臨時財政対策債を加えた広い意味での地方交付税は、87億3,000万円と見込んでおります。

国庫支出金については、福祉事務所設置に伴う生活保護費負担金等の要因により、約4億6,000万円の増額計上となっております。

県支出金は、国体開催費補助金、緊急雇用創出事業補助金の終了等により、約4,500万円、5.1%の減となっております。

繰入金は各基金の取り崩しであります。財源不足を補うための財政調整基金を2億1,400万円、再編交付金を財源に積み立てた「ちびっ子医療費助成事業基金」を約1,600万円、「観

光振興事業助成基金」を約1,000万円、「福祉医療費一部負担金助成事業基金」を約1,400万円、「外国語活動推進事業基金」を約800万円、それに加え、ふるさと寄附金を積み立てた「ふるさと応援基金」から240万円、CATV加入促進のための基金から約2,000万円を取り崩すことといたしております。

町債は、斎場建設事業による合併特例債の増がありますが、他方CATV整備事業補助に対する過疎対策事業債の減もあり、5.3%減の13億5,000万円の計上となっております。

以上が歳入状況であります。町税等の自主財源比率は15.3%で、前年度に比べて8.7%増加いたしておりますが、これは財政調整基金繰入金の影響であり、地方交付税や国、県支出金、町債といった依存財源に84.7%を頼らざるを得ない、依然として脆弱な財政環境にあるといえると思っております。

次に、歳出であります。人件費は1.4%減の22億7,274万1,000円です。人件費につきましては、合併時28億4,500万円であったことを考えますと、5億7,000万円以上の行革効果が出ておることとさせていただきます。

公債費は予算総額の17.1%を占めておりますが、対前年比約9,300万円の減額。23億7,172万9,000円となっております。

扶助費は約18億5,800万円の計上で、前年度より約4億8,900万円、35.7%増となっております。これは歳入の説明の際に申し上げましたとおり、周防大島町福祉事務所を設置することにより、生活保護扶助費が新たに計上されたことによるものであります。

普通建設事業費は約15億4,000万円、対前年比5.5%、8,100万円の増額となっております。橋斎場整備費事業、久賀中学校校舎改築事業がその主なものであります。

物件費は選挙関係経費や電算システムの更新等に伴い、約4,700万円の増額となっております。また、大島病院新築移転事業の完了に伴い、公営企業局への繰出金減により、投資及び出資金が約2,000万円減額となっております。

繰出金が約2,500万円増額となりましたのは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金の増が主な要因であります。

次に、地方債の状況についてであります。一般会計での起債残高は約6億3,800万円減少する見込みで、合併時に262億円ありました起債残高は、平成24年度末で209億6,000万円余りとなり、約53億円減少する見込みとなっております。

また、プライマリーバランスの見込みは、約10億1,600万円と大幅な黒字となっております。なお、合併関連事業としての主な事業は、斎場建設事業、学校施設耐震化事業、廃棄物収集車整備事業等であります。

また、米軍再編に係る交付金関連事業として、明新小学校屋内運動場改築事業、東和中学校屋

内運動場改修事業、漁港陸開整備事業、また交付金を財源に設置した基金による、ちびっ子医療費助成事業等であります。

以上、一般会計予算の概要であります。

議案第2号から議案第10号までは、平成24年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算にかかわるものであります。

議案第2号は、平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から2億8,392万5,000円を繰り入れ、予算の総額は35億5,692万7,000円となっており、前年度当初予算比2億5,409万1,000円の増額となっております。

議案第3号は、平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。一般会計から1億6,792万7,000円を繰り入れ、予算の総額は4億4,231万2,000円となっております。前年度当初予算比2,385万3,000円の増額となっております。

議案第4号は、平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。一般会計から5億4,301万1,000円を繰り入れ、予算の総額は33億2,365万8,000円となっており、前年度当初予算比1億9,613万9,000円の増額となっております。

議案第5号は、平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。一般会計から4億5,483万3,000円を繰り入れ、予算の総額は8億6,717万4,000円となっており、前年度当初予算比5,857万7,000円の減額となっております。

議案第6号は、平成24年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。一般会計から2億3,341万円を繰り入れ、予算の総額は4億6,407万6,000円となっております。前年度当初予算比749万6,000円の減額となっております。

議案第7号は、平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。一般会計から1億7,975万円を繰り入れ、予算の総額は3億3,084万1,000円となっており、前年度当初予算比1,698万9,000円の増額となっております。

議案第8号は、平成24年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。一般会計から2,779万3,000円を繰り入れ、予算の総額は3,539万6,000円となっております。前年度当初予算比628万9,000円の増額となっております。

議案第9号は、平成24年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。一般会計から982万5,000円を繰り入れ、予算の総額は7,711万6,000円となっております。前年度当初予算比41万2,000円の増額となっております。

議案第10号は、平成24年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。収益



的予算については、収入合計を47億5,688万2,000円、支出合計を47億5,509万9,000円とし、資本的予算については、収入合計を18億260万円、支出合計を16億1,828万円とするものであります。

議案第11号から第19号までは、平成23年度各会計に係る補正予算に関するものであります。

議案第11号は、平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についてであります。既定の予算の総額に1,173万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を149億4,170万4,000円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。既定の予算の総額から217万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を35億9,570万7,000円とするものであります。

議案第13号は、平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額から81万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億1,393万1,000円とするものであります。

議案第14号は、平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額に1,343万円を追加し、補正後の予算の総額を32億4,287万9,000円とするものであります。

議案第15号は、平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額に49万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を9億6,621万2,000円とするものであります。

議案第16号は、平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額から2,424万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億4,570万7,000円とするものであります。

議案第17号は、平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額から311万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億1,610万6,000円とするものであります。

議案第18号は、平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の予算の総額から81万5,000円を減額し、補正後の予算の総額を7,641万6,000円とするものであります。

議案第19号は、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)についてであります。収益的収入及び支出予算において、収入で5,696万7,000円減額し、補正後の予算額合計を46億1,138万3,000円とし、支出では5,653万8,000円を減額し、

補正後の予算合計を46億1,137万5,000円とするものです。また資本的収入及び支出予算において、収入で5,555万円を減額し、補正後の予算合計を10億6,645万円とし、支出で1億3,458万9,000円減額し、補正後の予算合計を9億5,377万1,000円とするものであります。

議案第20号及び議案第21号は、埋め立てにより和田地区に新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第22号から33号までは、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号は、本年4月の周防大島町福祉事務所開設に伴い、周防大島町行政組織条例の一部を改正するものであります。

議案第23号は、地域自立支援協議会委員、福祉事務所嘱託医、母子自立支援員及び家庭相談員を非常勤職員の職名として新たに追加しようと、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。

議案第24号は、地方税法の一部改正を受けまして、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、昨年より検討を続けてまいりました課税方式を資産割のある4方式から、資産割のない3方式に変更することと、税率を改正することに伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、下水道使用料、下水道分担金等の督促手数料徴収及び延滞金の計算方法等について、地方税法及び都市計画法との整合性を図るため、周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例ほか、関連する4つの条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第27号は、社会教育法の一部改正が行われたことに伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めることとなり、周防大島町公民館条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、今後3年間の介護サービス費用見込額の見直しや保険料段階の細分化等に関し、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者保険料率について、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第29号は、旧田布施農業高校大島分校の農産物加工実習室を利用し、整備を進めておりました農産物加工施設が、4月から使用可能となることに伴い、周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号は、公営住宅法の一部改正に伴い、周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、入居資格の規定改正に伴い、周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正

するものであります。

議案第32号は、橘地区の改良住宅和戸団地の管理運営について、他の住宅条例に準じる内容にするため、周防大島町営改良住宅条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、地方公営企業法の一部改正により、資本剰余金の処分について条例で定めることとなり、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正をするものであります。

議案第34号は、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に下松市が加入することに伴い、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び組合規約の変更について、議会の御議決をお願いするものでございます。

議案第35号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第36号及び議案第37号は、集会施設の指定管理者の指定についてであります。議案第36号は油宇集会施設、議案第37号は小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第38号及び議案第39号は、学習等供用施設の指定管理者の指定についてであります。議案第38号は周防大島町浮島地区学習等供用施設、議案第39号は周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第40号から議案第46号までは、デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。第40号はデイサービスセンター福寿苑、第41号はデイサービスセンター文珠苑、第42号デイサービスは高塔苑、第43号は東和在宅老人デイサービスセンター、議案第44号はデイサービスセンター油田苑、議案第45号はデイサービスセンター和田苑、議案第46号はデイサービスセンターしらとり苑、以上7つのデイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

議案第47号及び第48号は、高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてであります。議案第47号は周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第48号は周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

議案第49号は、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてであります。選定委員会の報告のとおり優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を、竜崎温泉潮風の湯の指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、50案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この際、行政報告を8件ほど申し上げます。

最初に、周防大島町福祉事務所設置についてであります。

昨年9月定例会におきまして、周防大島町福祉事務所設置条例を御議決いただき、10月5日付で山口県知事から本町が「福祉に関する事務所」を設置することについて、了承する旨の通知

を受けたところであります。その後、福祉事務所設置に関連した各種規則等の制定や電算システムの構築など、平成24年4月1日の開所に向け、準備も大詰めを迎えております。

周防大島町福祉事務所は、西安下庄にあります「たちばなケアプラザ」内に設置し、健康福祉部福祉課をもって充てることとしております。

これまで福祉課は、民生福祉班1班でありましたが、新たに主に生活保護業務を行う生活支援班を設置し、2班体制とする予定にいたしております。

福祉事務所を設置することにより、県から移譲される事務といたしましては、生活保護に関する事務、児童扶養手当に関する事務、障害児福祉手当・特別障害者手当に関する事務、母子家庭の自立支援に関する事務、助産施設・母子生活支援施設の入所決定に関する事務、家庭児童相談室に関する事務等があります。

少子高齢化が進む中、これらの権限移譲事務とこれまで行ってきた福祉サービスを総合的・一体的に提供することにより、本町における自己完結型のサービス提供体制が確立され、住民福祉のより一層の向上が図られるものと確信をいたしているものであります。

町村として「福祉に関する事務所」を設置する自治体は、現在全国に38自治体があり、本町は全国で39番目の設置自治体となり、県下の町では初めての設置となります。先進自治体としてその責任は重く、県との連携、協力体制を堅持しながら、さらなる福祉のまちづくりを推進してまいり所存であります。

なお、周防大島町福祉事務所の開所式を4月1日午前10時から、たちばなケアプラザで挙行する予定にいたしておりますので申し添えます。

次に、日良居保育所の指定管理者制度への移行についてであります。

昨年6月定例会で、白鳥会を指定管理者として、指定期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする御議決をいただきました。

議決後におきまして、保育士が変わることによる保育環境の変化が子供に及ぼす影響を最小限にする必要があることから、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの9カ月間を引き継ぎ及び共同保育の期間とし、指定管理者の派遣する保育士3名を町の臨時職員として雇用し、子供たちが新しい保育士に早くなれるとともに、指定管理者の派遣する保育士も子供たちにいち早くなれるように、町の保育士と共同で保育及び引き継ぎに当たっており、子供たちも新しい保育士になれ、引き継ぎも円滑に進んでおります。

また、指定管理者が経営の安定を目指すために予定しておりましたNPO法人化も、正式名称を「特定非営利活動法人しらとり会」として登記も完了いたしております。

また、指定管理者と保護者との連携及び意見交換を図るため、保護者会を平成23年11月と平成24年1月の2回実施しております。内容につきましては、職員配置、保育所の運営方針、

保育内容、年間行事、延長保育、通園バス等について説明を行い、意見交換が行われました。

4月1日から職員配置につきましては、所長1名、事務職1名、常勤保育士4名、非常勤保育士6名、常勤調理員1名、非常勤調理員1名の計14名の体制で開始の予定であります。

さらに、担当課であります福祉課との情報交換も定期的に行い、4月1日からの実施に向け、準備を進めているところであります。

最後に、指定管理者制度の移行により新たな門出を迎える日良居保育所の開所式を4月3日午前9時から、また入所式を開所式終了後の午前9時30分から開催する予定といたしておりますので申し添えます。

次に、入札制度の見直しについてであります。

入札制度につきましては、透明性や公平性の確保を目的として、さまざまな見直しをいたしました。国や県の動向を見ながら、平成24年度も入札制度の見直しを継続いたしてまいります。

第1点目は、総合評価落札方式の適用範囲の拡大であります。現在予定価格6,000万円を超える工事について、総合評価方式による入札を試行しております。平成22年度においては2件の実施をいたしました。今年度は金額要件において対象工事がなく、制度の評価ができませんでしたので、評価の継続を目的として、金額の適用範囲を山口県並みに3,000万円以上の工事に拡大したいと考えております。

2点目は、最低制限価格についてであります。昨年1月以降、最低制限価格算出方法を円単位かつ非公開として試行しております。また、本年1月に建築工事の最低制限価格を県と同様の算出方法に見直しを行い試行してまいりましたが、1年以上経過した本年4月から本格導入をしたいと思っております。

3点目は、条件つき一般競争入札制度の導入や今まで郵送していた物品購入の仕様書等の、インターネットを活用した仕様書の配布システムの整備等を検討することにより、手続の簡素化及び事務の効率化を図りたいと考えております。

次に、定住促進対策についてであります。

過疎・高齢化の著しい本町における、今年度の定住促進対策の取り組みについて御報告をいたします。

合併前の平成14年度から、高齢者モデル居住圏構想推進協議会の事業の1つとして、空き家情報有効活用システム、いわゆる空き家バンクに取り組んでまいりましたが、登録空き家の少なさが根元的な課題となっております。

地域に根ざした活動を行っている団体に、その活動エリアで空き家の実態調査を委託し、登録可能な空き家の掘り起こしが必要であると考えております。

幸い、平成21年度に「地方の元気再生事業」として、耕作放棄地再利用の合意形成に取り組んでこられました、NPO法人周防大島ふるさとづくりのん太の会の御理解と、今年度から山口県が始めた「新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助」の採択を受け、東屋代、西屋代、小松、小松開作の各地区を対象に、空き家の所在確認と所有者の連絡先の聞き取り調査を行いました。

その結果、廃屋などを含む350件の空き家の所在が確認され、そのうち268件が外観上、空き家バンクへの登録が可能と思われることがわかりました。

2月末現在、連絡先のはっきりしている141件の所有者に対しまして、空き家バンク制度の周知と登録のお願いを行い、そのうち12件の所有者から登録承諾を受けております。今後、このような調査を他の地区にも拡大し、空き家の掘り起こしと廃屋対策を進めてまいります。

また、住まいだけでなく定住するための仕事を含めた総合的な定住対策を強力に推進するための、仮称ではありますが「定住対策促進協議会」を設置する予定で、新年度予算にも関連経費を計上させていただいております。議員各位の御協力をお願い申し上げます。

次に、周防大島町一般廃棄物処理基本計画の見直しについてであります。

これまでの周防大島町一般廃棄物処理基本計画は、平成18年3月に廃棄物処理法第6条の規定に基づき、平成32年度までの15カ年計画として策定をいたしました。当初の策定から5年が経過し、また平成20年4月に環境センターが供用開始されるなどの処理体系の変更により、今回最終処分量等の見直しを行い、平成37年度を計画目標年度とする15年間の計画として策定したものであります。本日、お手元に配布をいたしておりますので、御高覧のほどお願いをいたします。

次に、国体推進室の廃止についてであります。

周防大島町国体推進室は、山口国体アーチェリー競技会、ハング・パラグライディング大会の諸準備、運営のため、平成22年4月に室長以下3名で発足いたしました。昨年の国体アーチェリー競技等については、既に12月議会において御報告申し上げているところでありますが、多くの皆様に御協力をいただき、盛大かつ大変円滑な大会運営ができたものと思っております。

国体開催の大きな成果をもとに、今後も住民一人一人が積極的にかかわる参加型の地域づくりを推進し、スポーツの振興と地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

この3月2日には、山口国体周防大島町実行委員会の最後の総会を開催し、事業や決算報告等の諸案件がすべて承認されたところであります。これを受け本年3月末をもって、2年間にわたり業務を行ってまいりました国体推進室を廃止いたします。

国体は山口県においても近年最大の行事でありましたが、その一翼を担いました周防大島町アーチェリー競技会等に、御支援と御協力をいただきました数多くの皆様方に改めて厚く御礼を

申し上げる次第でございます。

次に、公営企業局の医師の人事異動についてであります。

まず、橘病院であります。加藤院長が1月末で退職をいたしました。加藤院長は平成14年4月に赴任され、平成15年4月からは院長としてお勤めをいただきました。この間、平成16年の台風による病院自体の大被害の対応をしていただくなど、10年間にわたり献身的に町民の健康保持に御尽力をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

現在は、山本徹先生に院長代行をお願いいたしておりますが、5月1日付で新潟県小千谷市の厚生連魚沼病院より岡隆先生が院長として着任予定であります。また、4月には県医療センターから自治医科大学卒業の福井健彦先生が着任され、5月からは岡先生を含め4名の診療体制となります。

東和病院には、4月1日付で副院長兼外科部長として、兵庫県加東市民病院より甲利幸先生が着任されます。また、自治医科大学卒業の神原先生が3月末で退職されますが、その後任に同じく自治医科大学卒業の片山寛之先生が着任されます。

大島病院では、内科の村田先生が3月末で退職されます。後任につきましては、大学当局をはじめ、各関係方面に要望をいたしておりますが、現段階では見つかっておりません。今後も引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

最後に、運転卒業証制度への支援開始についてであります。

山口県警察では高齢者の交通事故防止を目的に、平成20年11月1日から65歳以上の高齢者が免許証を自主的に返納した場合、運転卒業証及び運転卒業サポート手帳を交付し、県内各自治体、企業等の協力を得てさまざまな支援を行う運転卒業証制度を実施しております。

この制度の主な支援内容は、運転卒業サポート手帳を提示された方は、タクシー料金が1割引となるほか、協賛各企業等においていろいろな割引や無料サービスが提供されることとなっております。

町内では既にホテルサンシャインサザンセットが入浴料等の割引でこの制度に参画していましたが、このたび柳井署の御尽力により、町内のタクシー事業者2社がこの制度に参画し、タクシー料金の1割引を開始することとなり、加えてホテル大観荘等町内5事業所が料金割引などの特典を行うこととなりました。

したがって町といたしましても、町が直営で管理している星野記念館及び周防大島町文化交流センターの入館料について、運転卒業サポート手帳を提示した方、本人のみを無料とすることとし、去る2月9日に各事業所とともに柳井警察署との協定書に調印し、当日からサービスの提供を開始したところであります。

これらの支援制度により、増加傾向にある高齢者の交通事故抑制に寄与できればと期待するものであります。なお、平成24年2月現在、運転免許自主返納者は町内で22名、柳井警察署管内で278名であります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明・行政報告を終わります。

暫時休憩します。50分まで。

午前10時37分休憩

.....  
午前10時50分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、報告第1号専決処分について御報告を申し上げます。

平成23年12月17日に、大字西方地内の町が管理する施設において発生した、物損事故による損害賠償の額を定めることについて、平成24年1月31日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

この事故は、専決処分書に記載のとおり、町が管理する施設しらき野活センターにおいて、草刈り作業中に小石をはねまして、隣接している駐車場に駐車していた西屋代在住の中西律子さんの車輛の後部窓ガラスを破損させたものであります。

なお、損害賠償の額は11万3,790円であり、全国町村会総合賠償補償保険から既にこの2月9日に全額支払われておりますので、合わせて御報告させていただきます。

以上、専決処分について御報告いたしました。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終わります。

#### 日程第6．議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第11号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。補足説明を求めます。星出総務部長。



総務部長（星出 明君） 議案第11号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,173万2,000円を増額し、予算の総額を149億4,170万4,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の補正、第3条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正につきましては、人件費の基礎年金負担率の変更に伴う共済費の調整及び各事業の精算見込みによる補正、並びに財源調整が主なものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお開きください。

歳入につきまして、1款町税1項町民税は、収納見込みによりまして2,350万円を増額するものであります。4項たばこ税も、収納見込みによる2,500万円の増額補正であります。

11款分担金及び負担金1項負担金は、老人保護措置費負担金の増額と保育所への入所者数の減による減額補正であります。

12ページ、12款使用料及び手数料1項使用料につきましては、各施設の使用料の精算見込みによる調整で、総額402万8,000円の増額補正であります。5目の星野哲郎記念館入館料は、利用者増に伴う大幅な増額補正となっております。

2項手数料につきましては、精算見込みによる調整であります。

13ページ、13款国庫支出金1項国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、各事業の確定もしくは精算見込みにより5,341万5,000円の減額補正となっております。子ども手当国庫負担金は、制度改正に伴う支給額変更による減額であります。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金から、14ページ、6目教育費国庫補助金まで、また3項国庫委託金は、事業の確定もしくは精算見込みの調整であります。

14款県支出金1項県負担金も同様に、事業の確定もしくは精算見込みによる調整であります。

15ページの2項県補助金につきましても、事業の確定もしくは精算見込みによる調整ですが、4目農林水産業費県補助金には、山口大島農協が事業主体として実施するかんきつ選果機整備にかかわる補助金として、強い農業づくり交付金に1億8,950万円を追加計上しております。

16ページ、3項県委託金は、委託金の確定による増額補正となっております。

15款財産収入1項財産運用収入では、建物貸付収入と各基金の利子の調整により、72万4,000円の増額補正であります。

17ページの16款寄附金は、ふるさと寄附金の増額補正によるものです。

17款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金の取り崩しを3,537万4,000円減額し財

源調整を行うとともに、CATV加入促進事業基金の取り崩しを2,321万8,000円減額しております。

18ページ、19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、収納見込みにより増額補正を行っています。

3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金の実績による減額補正となっております。

また、4項雑入は、学校給食収入等の精算見込みによる減額及び新市町村振興宝くじ交付金、建設残土処理場使用料、公立保育所運営費等の実績または実績見込みによる増額調整が主なものであります。

19ページの20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みにより5,640万円を減額するものであります。

続いて、21ページからの歳出について、主なものの御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、職員人件費の調整と議会運営経費の実績見込みによる減額補正であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、115万5,000円の減額補正となっております。行政一般経費及び契約監理一般経費は、実績により減額補正を行うものであります。

22ページの2目文書広報費も精算見込みによる調整であります。CATV加入促進事業補助金の減額が大きなものとなっております。

5目財産管理費は、財産管理一般経費の精算見込みによる調整を行っています。また基金管理経費は、各基金利子の積立の調整及び財政調整基金へ1億6,645万1,000円を積み立てることによる増額補正です。

23ページの6目企画費につきましては、ふるさと寄附金の増額見込みによる積立金の増額補正を行うものです。

7目支所及び出張所費も、実績及び精算見込みによる減額補正となっております。

24ページ、9目地域振興費につきましても、不用額の減額補正となっております。

2項徴税费は、職員人件費及び財源振替による調整を行っています。

3項戸籍住民基本台帳費も、職員人件費の調整と事業の確定による減額補正であります。

次に25ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、職員人件費の調整及び社会福祉総務一般経費等の精算見込みによる減額となっております。また、福祉事務所設置事業は、電算システム導入業務の入札減による減額補正を行っています。

26ページ、2目障害福祉費は、介護給付費・訓練等給付費をはじめとする、各種サービス及

び給付等の実績見込みによる補正であります。

27ページの3目老人福祉費につきましては、職員人件費の調整、老人福祉事業の養護老人ホーム入所者の増による増額補正と、介護予防・地域支え合い事業及び県後期高齢者医療広域連合事業の実績見込みによる減額補正となっています。

4目国民年金費は、職員人件費の調整、5目介護保険対策費は、介護保険システム改修委託料の増額補正を行っています。

28ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、職員人件費の調整、実績見込みによる備品購入費や児童クラブ事業の委託料の減額補正と、子ども手当システム改修業務委託料の増額補正を行っています。

29ページの2目児童措置費は、先ほど歳入で御説明いたしました子ども手当事業につきまして、制度改正による支給額の変更に伴い5,267万3,000円の減額補正となっています。

3目保育所費は、職員人件費の調整と蒲野・日良居保育所の実績及び精算見込みによる減額補正であります。

30ページの4目保育所運営費についても、実績見込みによる入所者数の減に伴い、1,140万5,000円の減額補正となっております。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、職員人件費の調整と実績及び精算見込みによる減額。

31ページ、2目予防費は、実績及び精算見込みによる減額補正であります。

32ページの3目環境衛生総務費につきましては、職員人件費の調整及び環境衛生総務一般経費、簡易水道対策事業においては、実績及び実績見込みによる調整であります。

また、4目火葬場費では、斎場建設事業の事業費確定による減額と、火葬場等管理経費の実績見込みによる増額補正を行っております。

33ページの2項清掃費につきましては、職員人件費の調整、じん芥処理経費では、ごみ袋や水質検査、ごみ収集車の入札減による減額補正となっております。

また、34ページ、じん芥処理施設管理経費も入札減や実績による減額、不燃物処理施設管理経費についても、実績や精算見込みによる減額補正を行っております。

3目し尿処理費は、し尿処理に要する経費や、施設の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額補正となっています。

35ページの5款農林水産業費1項農業費では、1目農業委員会費及び2目農業総務費は、職員人件費及び精算見込みによる調整であります。

3目農業振興費は、歳入で申し上げました、山口大島農協がかんきつ選果機を整備するための補助金として、強い農業づくり交付金に2億845万円を追加計上。また、大島地区農産物加工

施設管理運営経費を入札減により減額補正しております。

36ページ、5目農地費は、職員人件費及び主に県営事業の確定による負担金の調整であります。

37ページの2項林業費は、有害鳥獣捕獲事業の実績による減額補正であります。

3項水産業費1目水産業総務費は、職員人件費の調整であります。

また、38ページの2目水産業振興費は、漁船リースに対する補助金の追加計上。

3目漁港管理費は、再編交付金で実施しました三蒲地区陸開整備事業の財源調整。

4目海岸保全事業費は、職員人件費の調整及び実績見込みによる事業費の調整をそれぞれ補正計上しております。

6款商工費1項商工費1目商工総務費は、職員人件費の調整、緊急雇用対策に係る賃金及び委託料の減額調整であります。

39ページの2目商工業振興費は、中小企業勤労者小口資金貸付金のなかったことによる減額。防長交通に対する生活交通路線維持負担金の確定による減額。ウインドパーク管理運営経費及び中小企業従業員住宅管理経費の事業費の調整をしております。

3目観光費、観光一般経費及び公園等管理経費、やしろ郷ふれあいの里事業は、不用額の減額をそれぞれ補正計上しております。

40ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員人件費の調整と住宅リフォーム資金助成事業補助金の精算見込みによる減額及び財源調整をするものであります。

41ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、買収予定地を町有地と交換したことに伴う土地購入費の減額補正であります。

2目道路新設改良費は、事業費確定により、県事業負担金を減額するものであります。

3項河川費1目河川管理費は、施工方法の変更による工事請負費の減額。

2目河川建設費については、県事業負担金を事業費確定により、減額補正を行っております。

42ページの4項港湾費5項都市計画費につきましても、県事業負担金の確定に伴う調整であります。

43ページの6項住宅費は、職員人件費の調整、公営住宅一般管理経費の実績による減額補正となっております。

8款消防費2目非常備消防費は、職員人件費の調整。

3目消防施設費は入札減による減額補正を、4目災害対策費についても、備蓄備品の入札減や耐震診断の事業量の減などによる減額補正を行っております。

44ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、職員人件費の調整と教育総務経費において耐震診断業務の入札減、学校教育経費において、実績及び実績見込みにより不用額の減

額を行っております。

45ページの2項小学校費1目学校管理費のうち、小学校管理事務局経費は、各小学校施設の営繕修理に要する費用を296万2,000円追加計上し、油田小学校屋内運動場耐震補強工事管理委託料及び工事請負費を事業費の確定により減額調整しております。

また、小学校事務局経費は、検診委託料の不用額の調整、スクールバス管理運営経費は、生徒数の増加や自由校区生徒の学校選択の動向に対応するため計上しておりました予備車輛等に係る運行経費を減額しております。

2目教育振興費は、就学援助費の実績見込みによる減額を計上しております。

46ページの3項中学校費1目学校管理費のうち、中学校管理事務局経費は、精算見込みによる光熱費や事業確定による東和中学校屋内運動場耐震補強実施設計委託料の減額補正を行っております。

中学校事務局経費は、検診委託料の不用額の調整、久賀中学校改築事業経費は、入札減による設計業務委託料及び工事請負費の不用額を4,191万8,000円減額補正しております。

2目教育振興費においても、実績見込みにより就学援助費が減額となっております。

47ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、職員人件費及び賃金の調整を行っております。

2目公民館費は、職員人件費の調整と、かんころ楽園管理運営経費の不用額の減額による補正であります。

48ページの3目図書館費は、職員人件費の調整、5目社会教育施設費は、事業の精算見込みによる減額補正となっております。

5項保健体育費1目保健体育総務費は、職員人件費の調整であります。

2目体育施設管理費、町民グラウンド管理運営経費は、橘グラウンド照明設備設置工事の設計監理委託料及び工事請負費の入札減による、減額補正によるものであります。

49ページの3目学校給食費は、職員人件費の調整及び学校給食センターの実績見込みによる賄材料費等の減額補正を行っております。

50ページ、11款公債費は、実績見込みによる長期借入金利子の減額及び財源の調整によるものです。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、1,253万8,000円の増額補正となっております。これは公営企業局企業会計の繰出金の調整によるものです。

以上が、歳入歳出予算の補正の概要であります。

続きまして、7ページに返っていただきたいと思います。

7ページは債務負担行為の補正についてであります。竜崎温泉潮風の湯につきまして、平成

24年度から新たに指定管理料を予算化し、外部委託により行うこととしておりまして、第2表のとおり竜崎温泉潮風の湯指定管理料について、債務負担行為を設定するものであります。なお、期間は平成26年度までの3年間としております。

8ページの地方債の補正については、農地債、水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、合併特例事業債の補正に伴う、限度額の変更を行うものであります。

以上が、平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についての概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず、第1点が債務負担行為についてであります。

この金額についてはいろいろな考え方があろうかというふうに思います。例えば、歩行浴については引き下げると、そのかわり町が一定の持ち出しをすると、これは住民サービスの向上のためだということもあろうかというふうに思いますが、この組み方が基本額が3年間で約2,700万円いわゆる支出しますよと、その基本額について例えば町長の考え方、これをもう1回きちっと説明を求めておきたいと。

例えばいろいろ見ておると、初年度、2年度、3年度、区分けして欄があるようですが、それにしても町長自身が3年間で指定管理料として2,760万円支払おうということで計画されたんで、その根拠についてまず答弁を求めたいというふうに思います。

それと、私がいつも聞きよるいわゆる基金の関係ですが、既に皆さん方が配布した資料、補正後の金額ということで、23年度末ということで書類を提出しております。その金額でよいのかどうなのか、財政調整基金以下、皆、ずうっとそれでよろしいかと思うんですが、単年度、23年度で増減について報告を求めておきたいと。

例えば、財調については年度当初ゼロでした。それで補正をしました。そして今回、補正分をもとに戻しました。そして新たに積み立てましたので、今年度分について報告を求めておきたい。これは財政調整基金の関係であります。

さて、次に歳出のほうに入りたいというふうに思います。

今回、大きなものはもう議員各位見てわかるとおりであります。若干質疑をしておきたいというふうに思います。22ページです。ケーブルテレビ加入促進事業補助金、これはもとの基金に返すよということですが、今年度末で実際的に何世帯がいわゆるケーブルテレビに加入されたのか、報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、民生費関係で先ほど補足説明の中で、子ども手当については制度改正という報告で、実際的には5,267万3,000円ということで減額補正がされました。それで、実際的に私が気

にかかるのは、いわゆる1つは人数的な部分が当初予算と比べて实际的に補正時点で何人だったのかということです。これは当初予算でも聞いておりますから、ぜひ対比で報告を求めたいというふうに思います。

それと、金額が変わったとすれば、それぞれ変わったところがあれば、それも答弁の中に入れていただきたいというふうに思います。

続いて、農林水産業費について質問します。

今回国の4次補正の中で、強い農業づくり交付金が出たのかなというふうに思いますが、实际的に事業費そのものは計算できます。それで实际的にここに出てこないのが、いわゆるやろうとする事業主体の農協が幾らして幾らの金額かと。そしてまたこれも説明を聞くと、いわゆる1カ所にするんだということが言われておりますが、これは事実なのか。どういうふうに聞いておるのかということも聞いておきたいと。3億円っていえばかなりの投資ですから、実際町長が聞いておる範囲で説明を求めたいというふうに思います。

また、この新たな機械等の实际的な耐用年数等にもついて、例えば何年ぐらいで、いわゆる小機器ですから、そんなに長くはないと思いますが、償却しようとするのか。これも農協に直接聞かれた人はわかるかもわかりませんが、实际的にはまだ4次補正のここと言えば短期的なもので、農協内の打ち合わせとかそういうようなのはどうなっちゃうのか、これも町長が聞きこる範囲で答弁を求めたいというふうに思います。

新たに、37ページ見てください。農業体質強化基盤整備促進事業ということで、新たに1,275万円、实际的に補正されております。これは新たな事業ということなのか、それとも实际的に例えば中山間で約1,000万円落ちておりますが、その辺を含んでの乗りかえなのかどうなのか、含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

あと、同じく緊急雇用創出事業委託料、これが今年度で終わりの事業ですが、結果的に今年度のいわゆる中身について、資料があれば報告を求めたいというふうに思います。

あと、教育費関係で45ページ、スクールバス管理運営経費として396万円減額されております。これは23年度計画したが、全くその路線は必要なかったということで減額なのか。やっぱりどの線を当初計画しよかったが、これが全く要らない。その分での減額だということで、答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、久賀中学校改築事業経費ということで、委託料で3,000万円、工事請負費で1,170万円余り落ちております。先ほどテーブルを見ますと、いわゆる久賀中学校改築事業ということで、皆さん方がつくった資料によると、初年度が3,346万6,000円ということで資料配布されておりました。それで、これとの関係でやはり答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の債務負担の件でございますが、当然その詳細な資料を検討して、年間920万円掛ける3年間で2,760万円という債務負担行為を提案しておるわけでございます。

その920万円、単年度の、根拠でございますが、ちょっとここで個々に申し上げるのは非常に難しいんですが、例えば2年間今の指定管理者にやっていただいております、12月、1月ごろまでの実績が出ております。これらに加えまして当然その年間の入浴者数やほかのもろもろ、レストランも含めてまだほかにもたくさんありますが、売り上げを含めて、そして収支の報告をいただいております。

これらからすると、当然、今のまま、今のままっていうのは、今の指定管理者に出しておる指定管理料ゼロという形では、次に公募しても多分候補者が非常に厳しい状態であろうということでございます。

そういたしますと、私たちはその積算根拠をつくるのは、今の指定管理者が 実際には3年間のうちの2年半ぐらいを参考にすべきだと思うんですが 今回急遽2年間で退出するということになりましたので、今のところ実績が求められておるのが1年9カ月ぐらいしかないわけですが、その間をずうっと積算しますと、当然今の人数でスタートするわけですから、そういたしますと920万円という、今の数字になったわけでございます。

それには、先ほど議員さんがおっしゃったように、今回から入浴料、入浴料だけではなくてプールのほうの使用料についても、500円から100円に落とすということですから、当然落とすことによって利用者数がふえるという計算もいたしております。

しかしながら、それでふえる分よりも当然500円が100円になるほうにマイナスが出るわけですが、その差し引き分をこれに計上しておりますし、当然、今現在でいえば8万数千人しか実績がありませんので、8万数千人での試算を行い、そしてレストランの売上げが1年9カ月ないし10カ月の結果から見て、それでの収益性から計算いたしますと年間920万円ぐらいの指定管理料を出さないと、なかなかスタートができないであろうということで、今回920万円掛ける3年間の2,760万円という積算をしたわけでございます。

財調のことにつきまして、御質問をいただきました。

財政課長のほうから、詳しくは説明させていただけたらと思いますが、17ページで、今回取り崩すように予定をいたしておりました財調の取り崩しはすべて取り崩さない、要するに減額をいたしております。ということは、3,500万円ほどは取り崩すことをなしにすることということで、この平成23年度には財政調整基金は1円も取り崩さないという形にはなるわけでございます。



それにプラスいたしまして積立金を1億6,600万円ぐらいやるということになりますので、正確な数字はまた財政課長のほうから答弁させますが、28億幾らぐらいに財調がなるのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今24年度は当初予算で財政調整基金の取り崩しを行って、予算を組むという形になっておりますので、非常に瞬間風速的な数字にはなると思いますが、財調はそのような形で23年度は何とか取り崩しなしで、やっていけるということになっておるところでございます。

もう1点、強い農業づくり交付金のことについてお尋ねがございました。

これはJA山口大島農協の選果場を統合して、1カ所にするということでございます。これは当然今まで既にもう大きな計画の中では、1カ所になるという計画でございましたが、それがかんきつの生産量、または選果の状態、または選果機の選果容量から計算しまして、今までの当初の計画どおりにはなかなかいかないということで、少し延長、期間を延ばすという形になっておりましたが、ようやく昨年の秋ごろ農協の農事組合の皆さん方との協議の中で、24年産のミカンからは一本化できるというぐらいの量になってきておるということで、それで急遽24年に統合しようという結果が出てまいりました。

これらにつきましては、もろもろほかの振興対策協議会等の中での議論も進みまして、その議決もいただきました。そのようなことから急遽この4次補正に乗せるほうが有利であると。本来でいえば24年度予算の計上も考えておったようでございますが、県ともいろいろ協議し、国とも協議した結果、今の23年の補正予算でやるほうが、例えば上限枠、要するに事業の上限枠もこの23年補正のほうが有利であるということからして、今回事業費3億7,900万円の2分の1、1億8,950万円の国の補助がつく、それに対しまして町のほうから1割であります1,895万円、町が上乘せをするという形でいきます。そういたしますと、財源内訳とすればJAのほうで1億7,055万円の持ち分ということになるということでございます。

この町の1割の持ち分ということでございますが、町の1割というのは実は計算上からしますと、事業費の5%、そしてJAの持ち分からいきますと10%ということになりますが、これは合併前の各町が助成をいたしておりますが、それらの助成の率を参考にいたしまして算出した10%ということでございます。

あとの細かいことにつきましては、各担当課長から答弁させていただきます。

議長（荒川 政義君） 中村財政課長。

財政課長（中村 満男君） 広田議員さんのほうから御質問がありました、財政調整基金の補正後の見込み額、確認がありましたとおり、お手元に配布しております予算の概要に載っておる数字そのものでございます。

23年度中の増額、幾らぐらいかということがあったと思いますが、約8億800万円という

ことでございます。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 子ども手当の減額ということでございます。

最初に、人数等申し上げたいと思います。当初、被用者のほうでゼロ歳から3歳未満 この詳細にわたってのほうがよくはありますか ゼロ歳から3歳未満、当初1,332人、これの見込みが1,142人です。それから非被用者のゼロ歳から3歳未満、当初1,092人、見込みで890人。それから被用者の3歳以上小学校終了前まで、当初5,256人、見込みで4,561人。それから非被用者の3歳以上小学校終了前まで、これが当初3,972人、見込み3,358人。それから小学校終了後中学校終了まで、当初4,020人、見込み3,344人。トータル、当初1万5,672人、見込み1万3,295人ということでございます。

それから、支給額でございますが、23年の4月から9月まで、3歳以上1万3,000円は変わりません。それから3歳未満は、当初2万円でしたのが1万3,000円になったということです。

それから23年の10月から24年の1月まで、3歳未満は1万5,000円。それから3歳以上小学校終了前、第1子、第2子ですが、これが1万円。それから3歳以上小学校終了前、これは第3子以降でございますが1万5,000円。それから小学校終了後から中学校終了前、1万円というふうに変更となっております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） ケーブルテレビの加入状況でございます。

昨年のちょうど今ごろから各家庭へのつなぎ込みが始まりまして、この2月現在でケーブルテレビの加入1,810戸となっております。

それとほかに、インターネットの接続510戸となっております。

トータル、これはテレビもネットもつないでおる家庭もおられるし、ネットだけという方もおられますので、延べということで2,320戸となっております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、先ほどの強い農業づくりの選果場の件と農業体質強化基盤整備事業、そして緊急雇用についてお答えいたします。

先ほどの選果場の件につきまして、耐用年数は7年で計画されております。

続きまして、農業体質強化基盤整備事業で中山間の事業が減額になってということですが、中山間事業というのは、今臨めない事業になっておりますので、新たな事業として4事業

がこの事業に移管をされました。

そして事業費が8,500万円でございます。それから負担は15%でございます。

そして、最後に緊急雇用の事業内容について御説明申し上げます。

緊急雇用の委託実施分につきましては、体験型観光協議会重点分野に係る事業が383万7,000円、そしてJA山口大島果樹園の緊急対策に係る部分が2,700万円、そして地域人材育成、白寿苑に係る事業が64万5,000円、そしてふるさと雇用の再生委託分が体験型観光推進協議会が157万1,000円、和田地区活性化協議会258万円、そして宮本常一資料保存協議会が734万円。

そして、別に緊急雇用の直接実施分の賃金といたしまして、2,332万7,000円でございます。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） まず、スクールバスですが、396万円の減額でございます。この主なものは三蒲・大島線でございます。三蒲・大島線というのは三蒲の中学生が大島中学校に行くわけですが、実はこれが1台のマイクロバスでほぼ定員いっぱいございました。人数がふえた場合には2台にしなければいけないということで2台を予定しておりましたが、結局1台でおさまったということで、約300万円の減額。

それともう1点、棕野・久賀線でございますが、三蒲の中学生は自由校区でございます。現在久賀へ行く中学生はいないわけですが、三蒲の子が久賀中に行くということになれば、棕野・久賀線を棕野・三蒲に延長しなければならない。この経費も組んでおりました。これも結局生徒がいなかったということで減額、この2つが主な減額でございます。

それと、次に久賀中の改築事業で、まず実施設計でございますが、これは設計は4種類ございまして、それぞれ入札ございましたけれど、全体で47%の入札率で約1,600万円。

そして工事については、これは3階の仮設工事になりますが、これが入札で約1,700万円ということで、この23年度の事業費ということになります。それぞれ予算に対しまして実施設計業務が3,021万8,000円減、工事費が予算に対して、先ほどの入札の価格で1,170万円減の、総計4,191万8,000円の減額ということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、財調の今年度分積立分で、先ほど、まず一つは、今年度分幾らかということで1億800万円っちゅう、違うじゃろ、1億8,000万円。（8億800万円と呼ぶ者あり）ああ、ごめん。いやいや、いわゆる財政調整基金で今年度積立額です。（8億です。8億800万円。と呼ぶ者あり） ということで、聞き取れました。

それで、2回目の質疑に入りますが、実際的に先ほどから町長のほうの答弁でいわゆる要請が

来て有利な部分だと、いわゆる財源的には有利だろうということで、補正で上げましたということなんです。

それで、町長のほうは所管というのか、そのグループというのか、それからこういう要望書、ぜひこれをお願いしますという格好で、町長のほうに来られたということですよ、選果場。

それで、実際的に気にかかるのは統合が、結局統合するから大型の選果場にするんだよと、大型という言い方がどうか、規模からいうたら決して大きなものじゃないかもわかりません。

しかし、統合するんだと、それで統合するという内容が、そこに従事しちよる人やら、実際的ににかわちよる人たち、やっぱり私たち議決する前には、少なくとも同意の状況なんかが必要だが、実際的には非常にわかりにくい。

ほいで、町長のほうは一定のこういう要望書が出たんで、全体が賛同しちよるという考え方、さっき答弁を聞くと。その点でやはり議会ですから、同意の状況含めて実際的には報告していただきたいと、もう少し。例えばそこを運営する主体のほうからは来たかもわかりませんが、そこに働く皆さん方の状況も含めて、やっぱり来ちよるんかどうなのか。

いろんな状況変化が起ころう、農業の分野でもやっぱり状況変化は起こるんで、それを全体的に農協という組織の中で話された上で来たということなのか、含めてやっぱり再質問しちよきたいと。確かに国の4次補正にかかわったら有利だろうというのは町長の考え方で、それは理解できますが、実際的にその内部協議の状況は私らわからんので、ぜひもう一度答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと、もう1点は補正減額で大きい分で質疑をしたいというふうに思います。

実際的には38ページになるかと思いますが、見てください。

これは海岸保全事業費で、当初で2億3,811万円組みましたと、それで今回補正で5,588万8,000円減額ということで、工事そのものについては5,600万円のいわゆる減額というのが今回の補正の内容です。

それで実際的に所管課のほうで、今回この5,600万円というのは、4カ所の関係で実際的には当初からの減額ということになるのか。

もう一つは今回の減額の中に、入札残が含まれているのかどうなのかを含めて聞いておきたい。当初との関係で減額なのか、それとも入札残が入ちよるのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、初めに選果場の申請のときの申請書の写しがありますので、ちょっと御説明いたします。

今、第1選果場久賀と第2選果場の安下庄というのがあります。それで第1選果場には空箱ラ

インの10キ口箱の1系列しかなくて、5キ口箱などの多様な需要に対応できないことや、現センサーでは近年の異常気象で増加傾向にある、す上がりや水くされた物に対応できず問題となっている現状があります。

それと第2選果場ではセンサーがなく、果実内容のレベルが高い地区にもかかわらず、その特徴が生かせず市場の評価が著しく低い状況となっております。

それで、高品質果実の供給体制、需要に則した出荷体制を確立するために、集・出荷の整備をし、この効率化を図るのが理由でございます。

そして海岸保全につきましては、当初の予算では2億2,000万円を計上しておりました。それが国の割り当てが1億6,100万円ということになりました。そして要求に対しては73%の割り当てとなります。

そして、入札減につきましては、すべてその事業に充当しておりますので、入札減の減額ではございません。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の選果場統合につきましては、産地再生プラン21ということで、もう既にずうっと大きな計画があったわけですが、要するに1カ所にするためには生産量との調整がなければ、例えば1カ所にしたときに増設しなければならないということもありまして、その計画を少し後ろ倒しにしていたという経緯がございます。

そこで、第1選果場、第2選果場を数年間維持するという形になってきたわけでございますが、毎年毎年生産量は減少いたしております。

それで、もう一つは、今部長が言ったとおりであります。第1選果場のほうではちゃんとセンサーが稼働しておる、第2選果場はセンサーが入っていないということで、近年非常に市場評価がセンサーのあるほうの評価が高く、センサーのないほうの評価が落ちるということになってきたこと。もう一つはその第2選果場で選果する量が相当落ちてきておりますので、統合して少し新しくすれば一選果場体制がもう既に確立できるという状況になってきたということから、各かんきつ生産出荷組合単位でずうっと議論をしていただきまして、そしてJAのほうはまとまったということで。そして今度は私たちはそういう選果機の更新をしたいというときに、24年度予算でというふうな話もありましたが、県のほうが国のほうといろいろ協議をしました結果、実は23年の補正予算のほうが、その選果機の更新の事業費の上限が有利であるということになりました。24年度の上限よりも23年度の上限のほうが高いということからして、それであればできるだけその補助金の額の大きいほうを選択すべきだということで、それで非常に時間的には厳しい状況でございましたが、23年度の補正予算に乗るということで、今回の補正予算に私もなったということでございます。これは町だけで決めるっっちゃうことよりも、むしろ県と農

林水産省のほうとの関係が先にありまして、それから間接工事でございますので、県から町にいき、そして町がそれに1割上乘せして補助金を出そうということでございますので、できるだけ早く着工し、そして今年産ミカンに間に合うように選果機の更新をやりたいということでございますので、私たちも農協の要望にこたえていったということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第7．議案第12号

日程第8．議案第13号

日程第9．議案第14号

日程第10．議案第15号

日程第11．議案第16号

日程第12．議案第17号

日程第13．議案第18号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第12号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第13、議案第18号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） それでは、53ページをお願いいたします。

議案第12号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては国保税の追加、国・県支出金の減額、共同事業交付金の増額、一般会計繰入金の調整であります。

また、歳出においては国保連合会の国保総合システム導入に伴う追加負担金、決算見込みに伴う保険給付費の調整、共同事業拠出金の減額、基金積立金の増額が主なものであります。

それでは、本文の第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれに217万2,000円を減額し、総額を35億9,570万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の59ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税1項1目の一般被保険者国民健康保険税を350万円増額し、2目の退職

保険者等国民健康保険税を100万円減額し、合計で250万円増額いたします。

3款国庫支出金1項1目の療養給付費負担金を、交付申請額に合わせ1,235万9,000円減額し、2目の高額医療費共同事業負担金を、実績により155万円減額いたします。

2項1目の財政調整交付金は、特別調整交付金を281万5,000円増額いたします。

60ページをお願いいたします。

6款県支出金1項1目の高額医療費共同事業負担金は、実績により国費と同じく155万円減額いたします。

7款共同事業交付金1項1目の高額医療費共同事業交付金は、実績により631万5,000円の増額。2目の保険財政共同安定化事業交付金も、実績により96万4,000円を増額いたします。

8款財産収入1項1目の利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の減により2万4,000円減額いたします。

61ページの9款繰入金1項1目の一般会計繰入金は、3節の職員給与費等繰入金を51万円増額し、4節の出産育児一時金等繰入金を、決算見込みにより109万3,000円減額いたします。

11款諸収入1項1目の延滞金を、決算見込みにより130万円増額いたします。

次に62ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

1款総務費1項1目の一般管理費は、人件費の33万6,000円の増額と、来年度からの外来医療費の現物給付化に備え、限度額認定証を改定するための費用として13万2,000円を増額いたします。

2目の連合会負担金は、国保総合システムの本格稼働の延期に伴い発生した経費が国の補助金対象となったことに伴い、43万7,000円追加計上するものでございます。

2款保険給付費1項1目の一般被保険者療養給付費は、財源の調整をするもので、2目の退職被保険者等療養給付費は、決算見込みにより100万円増額するものであります。

63ページの2款保険給付費4項1目の出産育児一時金及び2目の出産育児一時金支払手数料は、決算見込みにより4人分の168万1,000円を減額いたします。

3款の後期高齢者支援金等は財源調整であります。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金は、拠出額確定により619万9,000円を減額し、2目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出額確定により、4,804万9,000円の減額をいたします。

64ページをお願いいたします。

8 項保健事業費 1 項 1 目の特定健康診査等事業費は、人件費の増額と来年度新たな取り組みとして行う特定健診意向調査の経費を増額いたします。

6 5 ページの 9 款基金積立金は、共同事業により生じた余裕財源 4,864 万円を積立金に追加計上しております。

1 1 款繰出金は、国庫特別調整交付金による町立病院の運営に関する特別な費用等によりトンネル分として 237 万 8,000 円を増額いたします。

以上が、議案第 1 2 号平成 2 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足の説明を終わらせていただきます。

次に、6 7 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号平成 2 3 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正の主なものは、歳入においては保険料の追加及び繰入金の減額、歳出においては職員人件費の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものであります。

それでは、本文の第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれに 81 万 1,000 円を減額し、総額を 4 億 1,393 万 1,000 円とするものでございます。

次に、事項別明細書の 7 3 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 項 1 目の特別徴収保険料を 146 万 1,000 円減額。2 目の普通徴収保険料を 432 万 8,000 円増額し、合計で 286 万 7,000 円を決算見込みにより増額いたします。

3 款繰入金 1 項 1 目の事務費繰入金を決算見込みにより 61 万 4,000 円減額し、2 目の保険基盤安定繰入金を実績により 306 万 4,000 円減額いたします。

次に、7 4 ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、御説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目の一般管理費は、職員人件費を 14 万 1,000 円増額します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金、保険基盤安定負担金及び保険料の合計で 95 万 2,000 円減額するものであります。

以上が、議案第 1 3 号平成 2 3 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足の説明を終わらせていただきます。

次に 7 5 ページ、議案第 1 4 号平成 2 3 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第



3号)につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成23年3月から11月までの介護サービス利用実績から推計いたしました、年間の介護給付費の増額に伴う調整が主なものとなっております。

それでは、本文の第1条においては、既定の歳入歳出予算の総額に1,343万円を追加し、総額を32億4,287万9,000円とするものでございます。

第2条においては、財政安定化基金貸付金の借入れを起こすことに伴い、81ページのとおり地方債の限度額を2,075万5,000円とし、起債の方法、利率、償還方法を定めるものでございます。償還方法につきましては、無利子で第5期介護保険事業計画期間の3カ年で元利均等償還となっております。

次に、事項別明細書の85ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款の保険料は、特別徴収保険料を222万1,000円減額、普通徴収保険料を129万6,000円増額いたしまして、合計で92万5,000円減額いたします。

3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金は、介護給付費の増額分として259万9,000円追加いたします。

2項1目の調整交付金は、見込みにより3,878万1,000円減額。2目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより27万1,000円減額いたします。

86ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金1項1目の介護給付費交付金は、介護給付費の増額分として590万1,000円を追加し、2目の地域支援事業交付金は実績見込みにより64万4,000円の減額と、22年度介護予防事業の精算による追加交付20万6,000円を相殺して、43万8,000円を減額いたします。

5款県支出金1項1目の介護給付費負担金は、介護給付費の増額分として379万4,000円追加し、2項1目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより13万5,000円減額いたします。

87ページの6款財産収入は、介護給付費準備基金利子の1万円の減額でございます。

7款繰入金1項1目の介護給付費繰入金は、介護給付費の増加により245万9,000円追加し、2目の地域支援事業繰入金は、事業実績の見込みにより13万5,000円減額、3目のその他一般会計繰入金は、財源調整により567万5,000円減額いたします。

2項1目の介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の増加により2,377万円追加し、全額繰入計上となります。2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、これまでの利子分6万7,000円を事務費相当分として、財源組み替えするものでございます。

88ページをお願いいたします。

9款諸収入2項1目の第三者納付金は、交通事故による介護給付の損害賠償金によるもので、49万4,000円追加計上いたします。

11款町債1項1目の財政安定化基金貸付金は、介護給付費の増加に伴い財源不足が生じることにより、山口県介護保険財政安定化基金よりの借入見込み額を、新たに2,075万5,000円追加計上いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。89ページをお願いいたします。

1款総務費については、90ページの3項1目の介護認定審査会費で、介護認定審査会の開催日数の減等により、311万6,000円の減額補正が主なものでございます。

91ページの2款1項1目の介護サービス等給付費では、実績見込みにより2,007万円の増額。2目の介護予防サービス等給付費では、203万5,000円増額いたします。

92ページをお願いいたします。

4項1目の高額医療合算介護サービス費では、90万1,000円減額いたします。93ページ5項の特定入所者介護サービス等費では、103万1,000円減額いたします。

94ページをお願いいたします。

4款1項1目の二次予防事業の240万4,000円の減額につきましては、二次予防把握事業の結果通知等の郵送料の減と、通所介護予防事業の利用者等の減によるものでございます。2目の一次予防事業は、認知症予防自主グループの活動実施の減により20万8,000円減額いたします。

95ページの5款1項1目の介護予防支援事業は、臨時職員の執務日数の減とケアプラン作成件数の減等により226万円減額いたします。

6款1項1目の償還金は、地域支援事業の過年度精算により、国、県への償還金86万6,000円を追加計上しております。

以上が、議案第14号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 暫時休憩をします。午後1時まで休憩します。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 議案第15号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から議案第17号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までについて補足説明させていただきます。

補正予算つづりの97ページをお願いいたします。

まず、議案第15号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に49万2,000円を追加し、予算の総額を9億6,621万2,000円とするものであります。

事項別明細書の103ページをお願いいたします。

歳入についてであります。3款繰入金において一般会計から49万2,000円を追加しております。

104ページ。歳出についてであります。

1款簡易水道費1項事務費1目総務費は一般会計において説明があったように、職員共済費の公的負担割合が変更になったための増額計上によるものです。

次に、議案第16号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の105ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から2,424万1,000円を減額し、予算の総額を4億4,570万7,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書113ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款分担金及び負担金1目公共下水道事業分担金は、全期前納者の増による307万6,000円の増額計上、3款国庫支出金は、東和片添処理区、安下庄処理区の23年度特定環境保全公共下水道事業費の確定及び財源組みかえによる増額であります。

一般会計からの繰入金を2,004万2,000円を減額し、財源調整を行ったところでございます。

114ページの5款諸収入の汚水処理費負担金は、秋地区農業集落排水処理区からの汚水処理を安下庄浄化センターで行っており、安下庄処理区供用部分の維持管理費実績により増額となっております。

6款町債につきましては、事業費の確定に伴う調整であります。

115ページから歳出になります。

1款公共下水費1項事務費につきましては、共済負担金の調整及び分担金の全期前納者がふえ

たことによる報償金の追加でございます。

委託料につきましては、大島・久賀公共下水道基本計画作成業務の精算見込額により減額しております。

2項事業費1目維持管理費につきましては、片添処理区なのですが、下水道処理施設の上水の利用を一部処理水の利用に切りかえたため水道料の減額、委託料は台帳作成業務、水質検査の精算見込みによる減額でございます。

115ページ下段から116ページの2目公共下水事業費につきましては、共済組合負担金の調整及び安下庄地区公共下水道事業費所要額の調整、精算見込みによるものであり、また、片添浄化センターの脱水機更新事業完了精算によるものであります。

2款公債費は、償還利息の確定による減額であります。

続きまして、議案第17号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

117ページになります。

今回の補正は第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から311万4,000円を減額し、予算の総額を3億1,610万6,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書125ページをお願いいたします。

歳入からになります。

1款分担金及び負担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、全期前納者の増等による575万4,000円の増額計上、3款繰入金につきましては、546万8,000円減額での財源調整でございます。

5款町債につきましては、秋地区マンホールポンプ設置における河川横断箇所の県砂防工事の進捗のおくれにより調整がつかなかったための減額補正であります。

126ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

1款農業集落排水費1項総務管理費につきましても、共済負担金の調整及び全納報償金の増額計上であります。

2項事業費1目維持管理費につきましては、戸田浄化センターのしさ破砕機 下水中に含まれるごみの破砕機の部品の取りかえ修理、また浄化センターに入ってくる汚水の増加に伴う污泥処理費の増額。委託料では、水質検査の精算見込みによる減額、また負担金補助及び交付金では、秋地区汚水処理負担金の精算による増額でございます。

2目農業集落排水事業費の設備経費は、歳入で御説明しました県砂防工事の進捗のおくれによ

り、秋地区マンホールポンプ設置工事の順延に伴う工事請負費360万円の減額であります。

127ページ、2款公債費は、償還利息の確定による減額補正であります。

以上が議案第15号から議案第17号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議案第18号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

補正予算書129ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算の総額から81万5,000円を減額し、予算の総額を7,641万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書135ページをお開き願います。

まず歳入からであります。

4款繰入金は、歳出の減額により、一般会計からの繰入金を81万5,000円減額するものであります。

次に、136ページ、歳出でございます。

1款事業費1項事務費は、職員人件費の調整によるものです。

2項事業費1目前島航路運行費は、職員人件費の調整を、3目浮島航路運行費は、職員人件費の調整と経費の実績見込みによる減額補正をそれぞれ計上しております。

以上が、議案第18号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第12号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 歳出のほうで62ページ、保険給付費について最初に質疑をします。

といいますのが、今回、一般被保険者療養給付費は基本的にはゼロで、財源組みかえがその内容になっております。

実際的に、20億2,490万4,000円というのは、対前年度医療費、国保の医療費の状況からしてどういう状況なのかというのを質疑しておきたいというふうに思います。

あともう1点は、実際的にこの間、国保軽減対策を行う場合に、長い間、実はできるだけ50に近づけなさい、応益応能の関係ね。応益応能の関係は50に近づけなさいと。そして、実際的には55対45までに押さえなさいというのが国の方針でした。そして長い間、所管課のほ

うもいろいろ計算したというふうに思いますが、今の補正の時点で、そういう国の押しつけ部分、これはなくなったというふうに認識しておていいのかなのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 最初に医療費の状況でございます。

一般被保険者の医療費の状況で申し上げますと、昨年12月補正時点の3月から8月診療分の半年分の実績により年間を推計した見込みでは、1人当たりの医療費の伸びが対前年同期比で8.1%の伸びでございました。その後、12月診療分までの実績では6.7%の伸びに落ちてきております。それでも、昨年伸び5.6%を上回っております。このまま推移すれば、約4,000万円程度の予算執行残が見込まれます。残り2カ月の間のインフルエンザの流行とか、2月29日のうるう年による診療日数が1日多い状況がありますので、今後、どのような決算になるかは、今のところ、まだわかりません。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 先ほどの広田議員さんの応益応能の割合ですけども、おっしゃられているのは軽減の規制ということだと思いますが、平成20年度だったと思いますが、それから軽減に対する規制はなくなっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 医療費は対前年度、それでも伸びているという言い方であります。

私がもう1点聞いておきたいのは、この時点での基金積み立てについて聞いておきたいと。これは長年、決算のときずっと言うてきたことなんです、いま時点で、いわゆる補正の段階で、基金を積み立てれる要素としては、いわゆる一定程度、医療費の伸びを見ても、実際的にはこのぐらいいは今年度3月補正で、積み立てれるという見通しがあって積み立てたというふうに見んといけんと。そうでないと、その基金そのものが今後活用するに当たってはまた、いろんな弊害が出たらいけないのですね、ちょっとその辺の認識、聞いておきたいと。これは町長のほうの認識になるんじゃないかというふうに思いますので、聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回の3月補正で4,800万円余り、基金になるのは5,000万円くらいだと思います。実は、昨年、今年度の医療費に非常に急激な変動が起こっておることからして、基金1億円ございましたが、それを全部取り崩し、なおかつ税率改正をやったとしても、非常に国保会計の財政状況は悪くなってきておることからして、精算見込みで、今回の補正予算でいきますと約5,000万円の基金の積み立てということになるんだらうと思

うんですが、本来、大枠で言いますと、税率改正しても5,000万円しか税率改正の効果がないということになりますと、基本的にはやはり、以前から持っておりましたような1億円ぐらいの国保の基金がなければ非常な状況になるということからして、今回、不十分だとは思いますが、当面、5,000万円の基金積み立てのための積立金を計上させていただいておるということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第14号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、81ページの地方債の補正であります。

今回、財政安定化基金貸付金については、県がずっとストックしておって、それを市町村、介護に貸しつけるという部分の借り入れというふうに認識しちよってよろしいのかどうか。そしてまた、この県の基金からの借り入れ、これは町村によっては早い時期から借り入れをしちよったんですが、周防大島町としては初めてということで認識しておってよいのかどうか。

そしてまた、これについて県の要綱等見れば、実際的には引き下げに使うことも可能というふうに私は要綱的には見ておるんですが、その点についての認識はどのように持っておられるか、これ町長の所管範囲になるんじゃないかと思しますので、よろしくお願いたします。

また、実際的に、中身を見てみますと、今回も結局は基金はゼロに、いわゆる介護保険会計の基金はゼロにするという補正になってると思います。この補正について、実際的に今までは、早く言うたら、一次計画が終わるときには少なくとも基金に繰り戻しなさいというのが国の方針であったわけです。二次計画もそういうふうになっておったというふうに思います。基金を元に、ゼロにしなさいと。

今回、五次計をつくるに当たっては、基金についての国の言い方、これはなくなったのかどうか。例えば四次計を終わりますと。基金に積み立てておる分については、皆ゼロにしなさいというような国の方針があったのか、なかったのかという点について質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） まず最初に、財政安定化基金の貸付金でございます。これは今回、初めてでございます。

それから、基金ゼロで四次計から五次計への移行で、ゼロにしろという国の指示等はありません。以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 15 号平成 23 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 16 号平成 23 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 17 号平成 23 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 18 号平成 23 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、日程第 7、議案第 12 号から日程第 13、議案第 18 号までの 7 議案の質疑を終結します。討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

#### 日程第 14 . 議案第 19 号

議長（荒川 政義君） 日程第 14、議案第 19 号平成 23 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。補足説明を求めます。石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第 19 号平成 23 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 4 号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成 23 年度周防大島町公営企業局補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います



います。

この予算は、12月実績に基づきまして算出し、第2条の業務量では、病院患者数は入院・外来ともに減少、介護老人保健施設利用者では、さざなみ苑の入所者数は増加を、やすらぎ苑の入所者数及びやすらぎ苑・さざなみ苑の通所者数は減少を見込んでおります。それに伴いまして、次の2ページにあります1日平均患者数・利用者数を補正しております。大島看護専門学校の学生数は6名の減少を見込んでおります。

3ページの上段にあります。主要な建設改良事業の病院改築事業は、東和病院につきましては年割額の変更による減額補正、大島病院につきましては、事業完成に伴います不用額の減額補正、医療機械器具及び備品購入は、入札減による減額補正をしております。

第3条の収益的収入及び支出につきましても、12月末までの実績に基づきまして算出し、次の4ページにあります収入合計46億1,138万3,000円、支出合計では46億1,137万5,000円を見込んでおります。

5ページの終わりから6ページをお願いします。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入のうち企業債につきましては、入札減や年割額の変更に伴いまして減額補正しております。

支出金につきましては、医療機器整備に対する国庫補助を増額補正しております。

次に、同じく6ページをお願いいたします。

支出のうち建設改良費につきましては、先ほど収入のところで申し上げました入札減や年割額の変更に伴いまして減額補正しております。

企業債償還金は、償還額の確定に伴いまして減額補正しております。

7ページをお願いします。

第5条の継続費、東和病院につきましては、事業の進捗状況に伴いまして年割額の変更を、大島病院につきましては、事業完成に伴いまして不用額を減額したことによる総額及び年割額を変更しております。

次に、8ページをお願いいたします。

第6条の企業債につきましては、第4条で御説明申し上げましたが、入札減等の支出額の確定に基づきまして補正しております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員退職等により給与費を減額補正しております。

9ページをお願いいたします。

第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして補正しております。

第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、病院患者数の減に伴う減額でございます。

附属資料としまして、10ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は、44ページの平成23年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり5,496万円の赤字を見込んでおります。

以上が平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 今回の補正は、いわゆる入院、外来とも基本的には入院で9,519人の減、外来で4,193人の減ということで、それに伴う通院、入院の補正が出ておるといふふうに考えられます。ですから、皆、すべてに近い減額補正。実際的に、議員の立場から言えば、どれだけ町立病院、公営企業局としての3病院がきちっと運営しているかといった、やっぱりずっと町民のための病院ということで位置づけて議論してきました。その中で、今時点で、補正段階で、例えば、実際的に大島病院で言えば療養病床・一般病床、そして橘病院で言えば一般病床、東和病院で言えば一般病床、それぞれ外来がありますが、今、ずっと減額してきた大きな理由は、医師、看護師、とりわけ、例えば看護助手で携われる部分含めて、一体どういふふうに新年度に向けてふやしていくかというのが1つの大きな課題ではないかと。いわゆる減額に伴う、それを増額にするためには、少なくともふやさないとイケんのじゃないかと。

今、この補正時点で、実際的に医師、看護師、先ほど4月1日以降についてはそれぞれ町長のほうが異動等について、補充等についてありましたが、この3月最終議会の補正は、そういう意味では、1年間を通しての補正という位置づけで見れば、どういふふうに見ておるのかというのが1点であります。

それともう1点、これは今回補正として上がっておるのは、実際的には、入札残等を翌年度以降に回すというのが、例えば東和病院で言えば、補正額が減額の部分が出ておると思います。思いますという言い方で悪いんですが、間違いないと思います。

そういう中で、実際的につい最近、訴状に上がりました、いわゆる東和病院の建設について、フレームとしたら全体額、いわゆる3か年分の総事業費以内でしか受結ができないというのが基本的な内容じゃないかというふうに思いますが、実際的に、例えば新聞記事を見ておりますと3,500万円の上乗せをしたということになれば、16億数千万円から機械、電気、これ入札残がありますよね。入札残と合わせて全額、基本的には3,500万円の中に入っていったのかどうなのか、ここをちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 広田議員さんからのお尋ねにつきまして、職員の採用等につきましての答弁をさせていただきます。

現在、医師等についても非常に充足が難しい中、今年度につきましては、町長さんからの報告でもありました加藤院長が1名減となっております。看護師につきましても、公営企業局全般で言いますと、看護師を8名採用しておりますけれど退職が12名、看護助手も2名採用しておりますが4名退職ということで、現状の補充については追いついておりません。新年度につきましては、一応現在では看護師が5名と医師が2名、理学療法士が1名、正式採用ということで充当するようにはしております。看護師も、先般から「サンデーやない」等々で募集をかけておりまして、近々面接をしまして、特に、大島病院の療養病床の看護助手の充足につきまして鋭意努力しているところでございます。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 東和病院の耐震化に伴う入札についてですが、機械と電気の方は応札がございまして確定しております。また、建築につきましては御存じのように、応札がないということですが、予算の総額を変更しておりませんので、今年度確定しております東和病院の駐車場及び設計の予算残1,275万6,000円及び機械と電気ですりました金額をそのまま全部改築建設工事費のほうに上積みをして、総額を変えずに工事入札を行う予定で現在、進めておる状況でございます。

先ほど言われましたように、新聞報道でありました3,500万円という数字なんですけど、その中の当然、全額の中で改築で余ったもの、駐車場整備で余ったものすべてを持って行って、全体工事を変えずに今年度の予定として入札を行う準備を進めて現在、応札を待っておるといふか、公告をして準備をしておるといふ状況でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は常々、入札においていろいろな角度から議論させていただきました。そして、実際的に、これだけの工事があって応札がゼロというのは初めてであります。そして、私は所管課のほうに言ったんですが、確かに、県の基金からの財源措置、これは非常に大きいものがあります。5億から6億円になるかわかりませんが、実際的にはそういう大きなものがあるにしても、やっぱり、よっぽどの単価の歩切りとか、設計業者がかなり低単価を計算したとか、そういうことしか、私は今までの例示から言ったら考えられないということで町長にも話したし、企業局にも話しました。

そういう中で、御承知のセンセーショナルに1億円違うというのが新聞報道で出ました。1億円も違えば、それが私は事実かどうか、マスコミですからわかりません。それを前提に言いよるんですよ。じゃが、かなりの開きがあるというのは、かなり明らかじゃないかというふうに思い

ます。

仮に、今3,500万円上乘せで再入札、3,500万円でしたか、再入札かけておりますが、それでもやっぱり、新たな入札参加がない場合がありますよね。それはやっぱり、財政的には5億円から6億円のその部分が違うというふうに考えられますが、一体どういうふうに考えちゃうんかという点を、今から15日まであるわけですから何とも言えませんが、心構えといいますか、それはある程度決めていかないといけん時期じゃないかなというふうに考えておりますので、町長の所見を聞いておきたい。

それとあわせて、企業局のほうに私は毎回、補正予算のときに、実際的な貸借対照表に基づき質疑をしてまいりました。この中でいつも言うのは、大きく変わったところはどこかというのが1つです。

それと、年度末においては、例えば、最終的には5,496万円の見方をしとるが、少なくともそれ以上の分があるんじゃないか。とりわけ、この数字以上の分は職員の皆さん方にかなりいるんじゃないかなというふうに見ておるわけです。

それで、今まで公営企業局が「簿価上の内ではいけば現金は減らないんだよ」ということで、簿価上減るだけで現金は減らないんだよということを書いてきました。その中で、今年度、推定で私が思えば、2億3,000万円から2億8,000万円になるかもわかりません、今の段階ではね。そのときに、いわゆる今年度の簿価上、現金が減らない数値、金額というのはどういうふうに認識されておるか聞いておきたいというふうに思いますが、ぜひよろしく願いいたします。  
議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の落札といいますか応札がなかったという問題。特に、この件というよりも一般論的に申し上げたいと思うんですが、公営企業局の入札が不落札であったというときとほとんど同じ時期だったと思うんですが、全国的な傾向として、特に東北の大震災あたりのことが最近、報道されてまいりました。

と申しますのは、特に今から、震災地では復興特需というようなものが起こるのではなかろうかというふうな大きな思惑でこの入札に参加することがおきておるんじゃないかと。もう1つは、労務費やなんかの単価が非常に上がっておるということも現実的にあるようでございます。私たちはそこら辺がどういう影響があっておるんかというのは、詳細には入札業者のほうの話ですかわからないとは思いますが、いずれにいたしましても、初めての経験で応札がなかったということでございます。しからば、どのようなことであろうかということは、設計事務所なりの調査といいますか、そういうことを、調査をお願いし、やはり、設計事務所のほうではこれまで、これまでというのは過去1年、2年の間ですが、これまでの設計単価と比べて、特に低いということではなくて、それまでは全部、すべてそれで落札をしておるという状況でございました。だ

から、ごく最近になって、東北のほうの状況が出ておりますが、そういうことが影響しておるのではないかという推測しかできないわけですが。そういたしますと、当然、今はもう既に予算は確定しておりますので、その予算の範囲内で、設計の見直しと一部の単価の見直しをやって、今、課長が申しあげましたような形で、再度公募をかけておるということでございます。

御存じのように、今回初めて交付金が出るということですから、できるだけ今回で、入札の結果で落札者を確定し、ぜひとも今年度中の着工をしていかなければならないということですが、15日までにちゃんと落札業者が確定することを非常に期待をしているというところでございます。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの質問で、収入減についての私の解釈をちょっと述べさせてもらいますと、大きく3点ありまして、1点は先ほど課長が申しあげましたように、大島の療養病床が60床見込んでいたんですが、看護師さんと特に看護助手がどうしても集まらない。何度も申し出しているんですが集まらない状況で、規約上、50床しか入れることができない。これで10床ほどの減。一般病床のほうは非常に頑張ってもらって39床で、そして、これも15対1の看護基準であったのが、1月1日から13対1まで。ですから入院期間も短くなって13対1になったので、入院患者1人当たり1,580円ですか、1日の単価が上がるという形で、一般病床のほうはよくなったんですが、療養病床がどうしても看護助手、またはそれに看護師を充てることができるので看護師の募集をしているんですが、どうしてもできない。そして、やはり若い人も多いので、産休または育休に入るので、夜の当直の回数等を回すとどうしても基準を満たさないというので50床で、これでいつも10床、毎日10床ですから、年間にしますと、やっぱり4,000万円から5,000万円の悪化というか収入減が出ます。

それと2点目は橘病院で、議員さんとか町民の皆さんにも迷惑をかけているんですが、これは13対1の看護基準が、やはり眼科で非常に短い期間の手術をしてたんですが、それがなくなったために15対1に帰ったということと、手術が亡くなったもんで、橘病院の眼科の手術をしないということによる減、これは1人のドクターで橘も東和も見てもらってるので、非常にむずかしいところではあるんですが、大学にもかなり援助を頼んでいるんですが難しいということが2点と。3点目は、やはり東和の入院患者が120人を見ていたんですが、現状では100人を切る状況。

1つは、全体的に患者さんが減ったとは思えないんですが、整形外科の手術が少なくなったのと、外科系の手術が少なくなってるという、外科系は今、できないという状況になっておりますので、そこで約、1日の入院患者が15人から20人減っているという状況があるので、その辺で、その3点が大きくて、やっぱり億の単位の収入減ということで、全体的に赤字になっているかと

思います。

それともう1点は、議員さん言われますように減価償却が4億円近くあるということで、それは、実際のお金は動いてないけれども、数字上は出ているという。ただ、それで借金は返してまでするので、実際に金も返している状況、同じぐらいの額返していますので、現実には現金も減っているという状況ではあります。全体の決算につきましては、まだ現状、3月もわかりませんし、1月1日から13対1に大島病院がなった関係もありますので、数字はちょっと今、わかりません。以上です。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 御質問の貸借上の3号補正と4号補正。今回の補正で大きく変わったところの説明をさせていただきます。

大きく変わっておりますのは、建物のところが4,700万円程度減額しております。これは、東和の確定部分を構築物及び建設仮勘定へ振りかえたものによるものがございまして。そのほか、機械備品が1億2,175万円8,000円減額しておりますが、これは、予定しておりました医療機器の入札減によるものと機械を廃棄するものでございまして。

未収金と未払金のそれぞれの減額につきましては、議案にありますように、資金計画のとおりで減額をさせていただいております。

企業債につきましては、ソフト事業分の減額部分が1,260万円、この部分を減額しております。

自己資本金の企業債、こちらのほうは医療機器分の入札減に伴うもの4,744万円を減額しております。

もう1つの質問の、赤字を出して行って現金がそんなに減らないよという、どういうところのものかというのがございまして、先ほど管理者のほうで説明したとおり、今回の費用の中で減価償却費が3億8,800万円程度、繰延勘定の償却が1,780万円程度ございまして。これは、既に現金を出していったもの、これを分散して出しておりますので、今年度、現金を伴って支出をするものではございませんので、この金額部分が実際の赤字部分からの差し引き分という形で現金は減らないという形になります。

また、実際企業債の償還を行っておりますので、通年でございまして4条予算の資本的支出と収入の差額部分、これは基本的には起債の償還部分が元金のほうが多くなりますので、その部分は現金が減っていくという状況にはなりますが、今年度は前年度の過疎債部分、これが1年ずれて入ってくる関係で、23年度の最終補正においては、資本的収支はプラスになっておりますので、そちらのほうでも現金は減らないという状況で、今年度の予算となっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は会期中の次の本会議といたします。

日程第 15 . 議案第 20 号

日程第 16 . 議案第 21 号

議長（荒川 政義君） 日程第 15、議案第 20 号新たに生じた土地の確認についてと日程第 16、議案第 21 号字の区域の変更についての 2 議案を一括上程して議題といたします。補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 20 号及び議案第 21 号について、一括して補足説明をいたします。

議案第 20 号新たに生じた土地の確認についてであります。漁港整備計画に基づき周防大島町大字和田字吉竹 1042 - 2 地先の埋め立てられた土地 906.77 平方メートルが、平成 24 年 1 月 27 日付、指令平 23 港湾第 474 号により公有水面埋立法第 22 条第 1 項の規定に基づきしゅん工認可されたもので、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 21 号字の区域の変更につきましては、議案第 20 号でお諮りしております新たに生じた土地を周防大島町大字和田字吉竹に編入しようとするもので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第 20 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 21 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論に入ります。議案第 20 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第 20 号新たに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 2 1 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第 2 1 号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第 1 7 . 議案第 2 2 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 7、議案第 2 2 号周防大島町行政組織条例の一部改正についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 2 2 号周防大島町行政組織条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、本年 4 月の周防大島町福祉事務所開設に伴う行政組織の改正であり、健康福祉部の事務分掌中、社会福祉と福祉医療を福祉に関することとし、福祉事務所に関することを追加したものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第 2 2 号周防大島町行政組織条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第 1 8 . 議案第 2 3 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 8、議案第 2 3 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正



についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について補足説明をいたします。

初めに、地域自立支援協議会委員について御説明をいたします。

本町における相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する体制づくりを協議するため、平成20年度に創設した周防大島町地域自立支援協議会の委員につきましては、謝礼という見地から、報償費として予算計上を行い、執行してまいりました。しかしながら、障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会は設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上に根拠を設けることとなり、その施行が平成24年4月1日からとなっております。

また、周防大島町地域自立支援協議会運営設置要綱に基づき町長が委嘱していることや、他の非常勤職員との均衡を図るため、このたび、日額報酬の支給対象となる非常勤職員の職名に新たに加えようとするものであります。

次に、平成24年4月に周防大島町福祉事務所の設置に伴い、福祉事務所嘱託医、母子自立支援員及び家庭相談員を新たに非常勤職員の職名に加えようとするものでございます。

福祉事務所嘱託医につきましては、生活保護の医療扶助に関する各申請書及び各給付要否意見書等の内容検討や医療扶助以外の扶助等についての専門的判断及び必要な助言、指導等をいただくもので、内科医及び精神科医の各1名を予定しております。

また、児童扶養手当等の支給要件に係る医学的判断及び必要な助言、指導等をいただく外科医1名を設置するものであり、報酬は日額1万7,000円としております。

次に、母子家庭及び寡婦に対し総合的な自立支援を行う母子自立支援員につきましては、出務日数を月17日とし、報酬を月額13万5,000円としたものです。

次に、児童福祉業務の充実強化を図るとともに、健全な家庭児童の養育を行うため、周防大島町家庭児童相談室を設置し、家庭相談員を置くものです。出務日数を月12日とし、報酬を月額9万5,000円としたものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、福祉事務所等を新たに設けるために母子自立支援員、これが17日以内、13万5,000円、家庭相談員12日以内、月額9万5,000円、それぞれ日数的には以内ですが、いわゆる概念といえますか、例えば母子自立支援員というのは具体的、日常的にどういうグループと連携しながら町民、そういう申請者の相談役になるとかですね、そしてまた家庭相談員、12日以内で9万5,000円ということで、それぞれ新たに条例を設置し

て報酬をきちっと、報酬といいますか、費用弁償するわけですから、やっぱりその中での役割、これはきちっとしとかにやいけんというのが1つ。

それと、御承知のもう1点が、今まで民生委員さんが長期にわたって行いよった業務も中には入ると。その民生委員さんの業務の、それをしなくても済むようなシステムになっていくのかどうなのか、その辺について、やっぱり概念的なものがあるというふうに思います。それぞれ1名ずつかちょっとわかりにくいんですが、母子自立支援員と家庭相談員の概念の答弁を含めて求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） まず最初に、母子自立支援員さんにつきましては、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うということでございます。それから、職業能力の向上及び求職活動に関する支援も職務としております。

それから、関係機関との連携ということになるかと思えます。母子自立支援員さんは、その職務を行うに当たって関係部局、先ほど民生委員さんのお仕事とありましたが民生委員さん、それから児童委員さん、母子・寡婦福祉団体、NPO等の協力を得るとともに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の充実に向けた支援が総合的に提供できるよう、関係諸機関と常に密接な連携を図るものとするということでございます。

そして、もう1点の家庭相談員でございますが、この家庭相談員さんにつきましては家庭相談室を置いて、福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち専門的技術を必要とする業務を行うものでございます。そして、運営につきましては、児童相談所、それから保健所、学校、警察署及び児童委員さん等との連絡調整を緊密にするということで、民生委員さんとも御協力をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩をいたします。

午後 2 時02分休憩

午後 2 時17分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 9 . 議案第 2 4 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 9、議案第 2 4 号周防大島町税条例の一部改正を議題とします。  
補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 2 4 号周防大島町税条例の一部改正について補足説明をいたします。

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成 2 3 年 1 2 月 2 日に公布されました「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日に公布されました「地方税法の一部を改正する法律」等を受けまして、町税条例を改正するものであります。

主な内容といたしましては、退職所得に係る個人住民税の 1 0 % 税額控除の廃止、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税への移譲、個人住民税の均等割の引き上げ等となっております。

それでは、改正条文の説明に入ります。

1 7 ページの新旧対照表をお開き願います。

第 9 5 条たばこ税の税率であります。1, 0 0 0 本当たりの税額を現行の 4, 6 1 8 円から 6 4 4 円増額して 5, 2 6 2 円に改正するものであります。

附則第 9 条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の条文を削除するものであります。

附則第 1 6 条の 2、たばこ税の税率の特例であります。旧 3 級品の紙、巻きたばこ税率を 1, 0 0 0 本あたり、現行の 2, 1 9 0 円から 3 0 5 円増額して 2, 4 9 5 円に改正するものであります。

附則第 2 2 条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例であります。このたびの地方税法改正に伴い、文言等を改正するものであります。

附則第 2 5 条、個人の住民税の税率の特例等であります。平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの間、均等割の税率に 5 0 0 円を増額するものであります。

以上、改正条文の本則部分について新旧対照表で御説明いたしましたが、附則につきましては、議案の改正本文により御説明したいと思います。

16ページ上段第1条は、おのこの施行期日を規定したものとなっております。第2条は、町民税に関する経過措置、第3条は、町たばこ税の経過措置となっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第24号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第20・議案第25号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第25号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第25号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、補足説明をいたします。

今回の改正は、昨年より検討を続けてまいりました課税方式を、資産割のある4方式から県内19市町のうち13市町が採用しております資産割のない3方式に変更するものでございます。

税率の改正につきましては、資産割をなくすことによる減額分を所得割の増額のみで補うのではなく、すべての所得階層におけるバランス重視の公平、公正な税負担調整としております。

本案の提出に当たりましては、去る2月2日開催されました周防大島町国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問を行い、諮問案どおり適当と認める旨の答申をいただいておりますことを、まず御報告させていただきます。

それでは、改正条文の説明に入ります。21ページの新旧対照表をお開き願います。

第2条の改正につきましては、課税方式を3方式に変更することに伴い、資産割額の文言を削

除するものであります。

第3条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額につきましては、国保税の課税額のうち、基礎課税額に係る所得割を算定する場合の税率でございますが、現在、基礎控除後の総所得金額等に100分の5.0を乗じて算定するとあるのを100分の6.2に改正するものであります。

第4条、国民健康保険の被保険者に係る資産割額の条文を削除するものであります。

第5条の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割でございますが、現在、被保険者1人について1万9,300円とあるのを2万600円に改正しようとするものであります。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額でございますが、現在、特定世帯以外の世帯について、1世帯1万9,300円とあるのを2万100円、特定世帯について、1世帯9,650円とあるのを1万500円に改正しようとするものであります。

第6条の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額でございますが、現在、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定するとあるのを100分の3.0に改正するものであります。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額の条文を削除するものであります。

第8条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額でございますが、現在、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定するとあるのを100分の2.4に改正するものであります。

第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の条文を削除するものであります。

第9条の2の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額でございますが、現在、被保険者1人について7,000円とあるのを8,000円に改正するものであります。

第23条の国民健康保険税の減額につきましては、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合において、基礎課税額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金課税額のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額について規定したものでございます。第1号が7割軽減割合、第2号が5割軽減割合、第3号が2割軽減割合となっております。被保険者均等割額及び世帯別均等割額の改正により、それぞれ新旧対照表のとおり改正するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとし、適用区分につきましては、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお

願いたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の算定方式というのは、一部には県統一にするための地ならしではないかという御意見もあります。実際的に私は、その地ならしになったらいけんという立場であります。1つは、今回所得割、いわゆる医療分、後期高齢者分、介護分、これ皆足して、値上げ後については所得割額の11.6というふうに見ておりますが、その影響について、またこの11.6が違っておいたら答弁の中で正してほしいんですが、11.6だろうというふうに見ておりますが、これに伴う影響額ですよね、実際的な見込みでいいです。それと合わせて、人数割、世帯割がそれぞれ700円と800円、それぞれ上がっておりますから、それぞれの影響額について答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） ただいまの広田議員さんの御質問の所得割については、パーセンテージを全部足すと11.6%で間違いありません。それぞれの影響額ということですが、試算の中でのお答えをさせていただいたと思います。所得割につきましては、上がったことに伴いまして5,830万円程度の増額と。均等割につきましても1,156万円程度の増額、平等割につきましては280万円程度の増額という形にはなります。これが賦課額ということでの試算という状況になっております。軽減についてはそれぞれ上がってますので、均等割、平等割についても、軽減額は増額をするという状況になります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第25号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論しておきます。

といいますのが、実際的に今の国保世帯の状況から、私は国保会計についても条例改正についても討論してきました。実際的に今回、資産割を減額するという部分で算定方式変更ということですが、実際的には今回も、値上がりにつながる部分がかかなりあるというふうに私自身は見ております。

町のほうは、試算的には、資産割部分を減した分が所得割やそのほかにかかって、ほとんど変わってないよという見方をするかもわかりませんが、現実的に私はそれなりに、かなりの引き上

げになるということにとらえております。

そしてまた、国保世帯の実態から言えば、やっぱりかなりきついと。所得の1割を超える所得割をかけられたら大変じゃと。そしてまた均等割、平等割等も実際的に、世帯当たりと人数当たりの引き上げがやっぱり非常に厳しいという面は私は起こってくるんじゃないか。特に、今討論で出てきたのは、基本的には国の基本的な誤りをただしていくと。このことなしに国保会計の部分は改善しないということは言ってきました。それは、当然医療費に対する割合を国がどう元に戻し近づけていくかということなしに、地元の国保会計や国保税の状況、これはなかなか改善しないということもあえて討論してきました。しかしやっぱり、今の状況で実際的に引き上げすること自体が私は大変だという立場に立っております。したがって、今回の税条例の改正、いわゆる国民健康保険税の改正部分については反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第25号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21・議案第26号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第26号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第26号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

本議案の主な改正点といたしましては、下水道使用料、下水道分担金等の督促手数料徴収及び延滞金の計算方法等について、地方税法及び都市計画法との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本議案の第1条は、周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正で、具体的には、公法上の債権である下水道使用料及び農業集落排水使用料並びに漁業集落排水使用料等の諸収入に係るものであります。

30ページの新旧対照表をごらんください。

第1条及び第2条では、文言整理及び特例を加えたものであります。

第3条第1項では、延滞金の率を14.5%に、また、金額においても10円単位から1,000円以上100円単位に改正するものであります。

第3条第2項では、うるう年の特例を、第4条では延滞金の減免についての特例を加えるものであります。

第5条では、滞納処分の改定を、地方税の滞納処分例に合わせるものであります。

本議案の第2条から第4条の「周防大島町公共下水道受益者分担に関する条例」及び「周防大島町農業集落排水処理施設受益者分担に関する条例」並びに「周防大島町漁業集落排水処理施設受益者分担に関する条例」の一部を改正する条例につきましても、新旧対照表31ページ、32ページにありますように、第1条の周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例と同様に、受益者分担金における延滞金の率の改正及び延滞金の減免についての特例を加えるものであります。

なお、附則第1項におきまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものとし、附則第2項におきましては、延滞金の特例基準割合を定めたものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には0.1%落とすよということが1つと、新たに7.25%の計算式が発生するということではありますが、実際的に、例えば7.25%というのは、いわゆる通帳口座から落とすという場合がありますね。そしたら、その期日が基準じゃないというふうに思うわけですよ。実際的な基準というのは、いつからが基準なのか。7.25%計算、それは何日まででやるというふうにとらえるのかというのを、明確にしておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） この条例については、延滞金の徴収の率及び方法についての条例改正でありまして、納付の期限というのを定めているわけですが、「納付の期限発効日から15日以内に納めなさい」となったときに、そのとき、15日以上過ぎた場合に、例えば1日過ぎて10円発生したりする場合がありますので、これを10円単位から1,000円以上100円単



位に改正するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、延滞金等の改正ですよね。「延滞金の、いわゆる発生日について15日以内に納めなさい」と言うのなら、その月が終了して15日がたったときが延滞金の発生日、それも7.25%ということによろしいのか、ということで確認しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 口座引き落とし等で落ちなかった人に納付書を送るわけですが、納付書に期限を定めております。それが納付書の発行日から15日以内ということで、その15日以上過ぎた場合に延滞金が発生するということになります。発行日から15日以上たった1日目から1カ月間については7.25%の延滞金の率となります。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 広田議員さんのお話の延滞金につきまして、税のほうは、納付期限の翌日から延滞金がつくようになります。ですので、督促を出されたときの納期限とは違って、通常でいく納付書にある法定の期限という、そこから計算して、今回の改正でいきますと1カ月が7.25%、あとは特例基準割合を利用するという形になります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第26号周防大島町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22・議案第27号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第27号周防大島町公民館条例の一部改正についてを

議題とします。補足説明をもとめます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第27号周防大島町公民館条例の一部改正について、補足説明をいたします。

平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革第2次一括法）により社会教育法の一部改正が行われ、これまで法律で定めていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参考にして条例で定めることとなりました。

これに伴い、文部科学省令で定める公民館運営審議会の委員の委嘱の基準に基づき、審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者を条例第7条第2項に規定し、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、附則としてこの条例は、法の施行日に合わせ平成24年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的にはかかわる法律が変わったということで、こういうくだりを入れたということであるようなんですが、例えば、1つ考えてみてほしいのが、学校教育及び社会教育の関係者。例えばかつてやりよったという人も対象者になるんか、ならんのか。現職のかかわっておる人という意味なんかどうなのか。

それとあわせて、家庭教育の向上に資する活動、これ私自身がわかったようでわからんような内容になっております。これは、具体的にどういう立場の人を指すんだということで、ちょっと補足説明、改めて説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 公民館運営審議会委員ですが、まず1号の学校教育及び社会教育の関係者ということでございますが、現在、これは法律が変わったということでございますが、従前の1、2、3で委員を任命しております。

どういう方かといいますと、今の1号については小学校長会長、中学校長会長、そして婦人会長でございます。2号の家庭教育の向上に資する活動を行う者でございますが、これらはPTA会長と地域活動連絡協議会会長、これは昔で言う母親クラブの会長でございます。それと民生児童委員連絡協議会副会長、これらが2号ということになっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第27号周防大島町公民館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第23．議案第28号

議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第28号周防大島町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第28号周防大島町介護保険条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の改正は、今後3年間の介護サービス費用見込み額の見直しや保険料段階の細分化等に関して、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者保険料率について条例改正が必要となったものでございます。

介護保険制度では、介護給付に必要な費用はサービス利用時の利用者負担を除いた額の50%を国、県、町で負担し、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担することになっております。第1号被保険者保険料の算定に当たっては、所得状況に応じて負担していただくという観点から、所得段階別の定額の保険料を採用しております。具体的には市町村民税課税本人非課税者の場合を基準額として、本人課税者は基準額より高い額を、世帯非課税者は軽減された額を負担することになります。

平成24年度から26年度までの介護サービス費用見込額等に基づき、保険料を算定した結果、現行の年額基準保険料4万8,000円を6万3,000円に増額しなければならない状況になっております。この要因の主なものとしては、介護保険サービスの利用者がふえることに伴う介護給付費の増加や第1号被保険者保険料の負担割合が、現行の20%から1%ふえて21%になること、また、第4期計画において、介護給付費準備基金を9,400万円取り崩し、その結果、第5期の計画では、基金残高がゼロとなることなどが挙げられます。

高齢者1人1人が尊厳を保ちながら穏やかに安心して暮らせる体制づくりは、本町の重要課題の1つであります。住み慣れた地域や家庭で、継続して安心して生活できるサービスを提供する

ために、今後とも在宅、施設サービス等、バランスのとれた基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、所得の低い方の保険料軽減措置として、現行の第3段階を細分化して新たな段階を設けるとともに、第4段階についても、第4期計画で実施した細分化を引き続き実施することとし、基準額に対する割合を引き下げることであります。

それでは、37ページの新旧対照表に基づいて御説明いたします。

第4条は保険料率について規定したものであります。現行の平成21年度から平成23年度までとあるものを、平成24年度から平成26年度までと改正するものであります。

第1項第1号から第7号までの各号でそれぞれの所得段階に応じた保険料の額を定めております。第1号は、保険料区分の第1段階として生活保護、老齢福祉年金受給者について定めたものです。現行の2万4,000円を3万1,500円に改正するもので、基準額の6万3,000円に0.5を乗じたものになります。

第2号は、第2段階として市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について定めたものです。現行の2万8,800円を3万7,800円に改正するもので、基準額に対する割合は0.6であります。

第3号は、第3段階として本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方について定めたものです。現行の3万6,000円を4万7,250円に改正するもので、基準額に対する割合は0.75であります。なお、第3段階のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方の保険料を軽減するために、新たに保険料率の特例を附則で定めております。詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

第4号は、第4段階として市町村民税本人非課税の場合について定めたものです。現行の4万8,000円を6万3,000円に改正するもので、この額が基準額となります。なお、第4段階においても保険料を軽減するために、第4段階のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料率の特例を附則で定めております。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

第5号は、第5段階として市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方について定めたものです。現行の5万2,800円を6万9,300円に改正するもので、基準額に対する割合は1.10であります。

第6号は、第6段階として市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円未満の方について定めたものです。現行の6万円を7万8,750円に改正するもので、基準額に対する割合は1.25であります。

第7号は、第7段階として市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上の方について

定めたものです。現行の7万2,000円を9万4,500円に改正するもので、基準額に対する割合は1.50であります。

第3項は、第6段階対象者に該当する額を200万円から190万円に改正するものであります。

第6条は、第1号被保険者の保険料の賦課期日後において、資格取得・喪失等があった場合に算定する保険料の端数の切り捨てを1円未満から10円未満に改正するものであります。

35ページに戻っていただきまして、附則において、この条例は平成24年4月1日から施行するものとし、第2項で経過措置として、改正後の周防大島町介護保険条例第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例によるとしております。

附則第3項及び第4項は、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例を定めるものであります。第3項は、条例第4条第1項第3号に規定するものの保険料率の特例として、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方についての保険料を4万4,100円とするもので、基準額に対する割合は現行の0.75から0.70に軽減されます。

第4項は、条例第4条第1項第4号に規定するものの保険料率の特例として、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方についての保険料を5万3,550円とするもので、基準額に対する割合は、現行の1.00から0.85に軽減され、前期に引き続き軽減措置を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも介護保険料の値上げのための条例改正ということでありまして。今1から7までの区分で、それぞれ7,500円から2万2,500円引き上げるとというのが今回の条例の内容じゃないかというふうに思われますが、実際的に、この負担増の影響が、これは幾らなのか。

例えば、それぞれ推定として、1から7までそれぞれが人数状況は既に推定ができるんじゃないかと思います。それに掛ける値上げ分ということで、大体一体幾らになるのかという見通しをちょっと報告してほしいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 負担増の影響額ということでございます。4期につきまして被保険者数申し上げますと2万7,756人でございます。それで、5期になりますと被保険者数

が2万7,593人、3年間で163人の減ということでございます。それから、4期の標準給付費84億5,739万円でございます。5期につきましては、標準給付費が96万3,952万円でございます。その差が11億8,248万1,000円ということございまして、3年間でこれだけの増ということになっております。

すいません。標準給付費、これが4期分でございますが、84億5,703万9,000円でございます。

それから、5期の標準給付費が96億3,952万円でございます。差し引き11億8,248万1,000円、3年間でございますが、増ということでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、福祉部長が答弁されたのは、年間の給付の状況について答弁がありました。実際的に今、答弁を書いておりますと、3年間計で11億8,200万円給付が増になったということで、それはそれとして答弁の内容。

私の質問内容は、今回介護保険の条例改正をしますよと。そういう中で、例えば1番目で言うたら7,500円引き上げになりますが、その人数等についてどういうふうに見ておるのか。

2番目として、今度は3万7,800円になるということは9,000円増えますと。その人数等は幾らなのかという点。3番目になりますと1万1,250円に、例えばその予定人数ですよ、介護保険参加人数。4が基本的には1万5,000円の値上げになりますが、これが今まで基準的な部分だったろうというふうに思います。4期目の状況と同じようにそれがスライドして上がってきますよということ。

そして、それぞれ5、6、7というふうにあるんです。その人数について出しておられれば、報告していただきたいというふうに。私は、影響額をはじくときは、そういう影響額のはじき方をしよるんで、もし現状、それぞれの段階ごとの人数がわかれば、それ掛ける今度の引き上げ額ということになりますので、答弁できればそれを求めたいし、それが今、資料がなければ、やっぱり、実際的には新年度予算の中で議論するようになるというふうに思うんですが、資料があるかないかだけ。

議長（荒川 政義君） 河井介護保険課長。

介護保険課長（河井 敏博君） ただいまの御質問ですが、一応算定資料といたしまして、23年度と24年度の影響額は出してあります。第1段階で104名該当者がいまして、78万円ということ。それと、第2段階においては2,259名で約2,033万1,000円。それと第3段階においては、特例第3段階で1,425名、それと3段階で901名、合わせて2,167万9,000円。それと特例第4ですが、これが871名で1,110万5,000円、

それと、第4段階ですが1,052名で1,578万円、第5段階においては、1,061名で1,750万7,000円、第6段階においては752名で1,410万円、第7段階で731名、1,644万8,000円。合計で一応人数としては、9,156名で1億1,772万9,000円というふうに算定しております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 周防大島町介護保険条例の一部改正について。今回の値上げ案そのものが、実際的には出発点から背負っておる矛盾があるというふうに私自身は考えております。

といいますのが、それまで基本的には、財政や長くやっている人は御承知のように、措置費から、実際的にはそれぞれが新たに保険制度をつくるに当たって、いわゆる40歳以上部分を皆、被保険者にしていったと。そういう中で国の減額部分、これは介護保険が始まる前と後とでは、かなりの金額の補助金の減、措置費の減があるというふうに私は見ております。

実際的に、皆さん方はその時々々の値上げで、そんなに大した金額ではないというふうに見るかもわかりませんが、今の生活実態からしたら、実際的には大変なんですよということを、私はあえて言いたいです。

といいますのが、新年度は既に国保が上がります。介護保険が上がります。後期高齢者医療が上がりますということで、補足説明で言われた、その地域に安心して介護が受けられるという金額から、実際的には遠のいていくという状況です。確かに、ベースとしては、最高額で今度の影響分、2万2,500円アップですから、実際的には、かなりふとうなります。

実際的に、先ほど言われた状況が、国の補てんがないために、皆それぞれが上がっていくという状況ですから、町民の生活実態は大変だということは、私はこの議会の中で言っときたいというふうに思います。

実際的には今回の条例改正、これはまだ、新年度予算論議しておりませんが、実際的な介護保険基金が3,000万円余りは年度当初で組めるんじゃないかなというふうには見ておりますから、ぜひ再検討をおねがいしたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第28号周防大島町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24・議案第29号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第29号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第29号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本施設は、旧田布施農高大島分校の農産加工実習室を利用し、地域の農産物加工施設として整備を進めておりましたが、3月上旬に完成し、4月から使用が可能となります。既に橘地区に同様の目的で整備されている加工センターがあるため、従来の周防大島町農産物加工センターに橘地区という地区名を追加し、周防大島町橘地区農産物加工センターと改めるとともに、今回整備した施設を周防大島町大島地区農産物加工センターとして追加するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第29号周防大島町農産物加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

#### 日程第25・議案第30号



議長（荒川 政義君） 日程第 25、議案第 30 号周防大島町営住宅並びに一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 30 号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、補足説明をいたします。

このたびの改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権改革第 2 次一括法）の施行により、公営住宅法第 23 条で定める公営住宅の入居者資格のうち、同居親族要件及び入居収入基準について、「公営住宅法施行令で定める」とされていたものが、「事業主体が条例で定める」と改正されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきましては、第 6 条は入居者の資格について規定したのですが、公営住宅法第 23 条の改正により、同居親族要件が廃止されたことに伴い、事業主体が引き続き単身入居について一定の制限をする場合には条例で定める必要があり、周防大島町としては、引き続き従来どおりの取り扱いとするため、所要の改正と文言の修正整備をしようとするものであります。

条文において、同居親族要件の例外となる者を「施行令第 6 条第 1 項で定める者」としておりましたが、公営住宅法施行令の改正により引用条項が削除されたため、新たに周防大島町営住宅及び一般住宅条例施行規則第 2 条第 1 項に削除前の施行令第 6 条第 1 項と同様の規定を設け、新たな引用条項とするものであります。また、第 6 条第 2 号は、入居者の収入基準額について規定したのですが、公営住宅法第 23 条の改正により、公営住宅法施行令の規定の範囲内で、事業主体が条例で定めるとされたため、現行の入居者の収入基準額を条例に明記しようとするものであります。具体的には、一般的な入居者の収入基準額を 15 万 8,000 円に、高齢者等で特に居住の安定を図る必要がある入居者の収入基準額を 21 万 4,000 円としようとするものであります。

第 7 条は入居者資格の特例について規定したのですが、第 2 項の改正は、入居者資格の特例を定めた公営住宅法第 24 条第 2 項の規定が改正されたことにより、同様の規定に改正しようとするものであります。

第 11 条は住宅入居の手続について規定したのですが、入居決定者の入居手続として、連帯保証人の署名のある書類の提出と家賃 3 か月分の敷金の納付に加え、これまで規則に規定されていた町の条例や規則等の遵守を誓約する入居誓約書の提出を条例に明記しようとするものであります。

別表は、設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したのですが、政策空家となっている町営住宅の大平住宅 2 戸と峠の下住宅 1 戸を用途廃止しようとするものであります。

す。なお、用途廃止後は解体を予定しており、他の政策空家につきましても、団地内の全家屋が政策空家になった段階で用途廃止をして解体したいと考えております。

また、一般住宅の西浦住宅については、その構造に錯誤があったため、木造2階建てに修正しようとするものであります。

別表の改正により、町営住宅等の総管理戸数は、3戸減の697戸となります。

その他の改正といたしまして、第36条は収入状況の報告の請求等について、第37条は、建てかえ事業による明け渡し請求等について、第45条は、社会福祉法人等による町営住宅の使用に当たっての条項の準用について規定したのですが、それぞれ文言または引用条項の修正整備をしようとするものであります。なお、この文言または引用条項の修正整備は、条文の不備を補うものであり、それぞれ従前の取り扱いを変更するものではありません。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 新たに今回の条例改正で入居誓約書を提出するということになります。そうすると、どの範囲を指すのかということになります。誓約書というのは、基本的には、いろんな角度からつくればいろんな条文があります。執行部が考える、入居するに際しての入居誓約書等については、基本的にはどう考えるのかという、私自身は危惧があります。

といいますのが、今でさえ、2人の保証人をつけるという格好で、町外から転入した場合は、こういう条項があったとしても大変な状況があるというふうに思っておりますので、それに上乘せするような厳しい誓約書って一体何なのかという点で質疑をしておきたいというふうに思います。

それと、今、副町長の補足説明を聞いておりますと、民間アパート並みに入るとき、敷金等3カ月分前納ということを言われたようなんですが、それは今までもそうだったんですか。それとも新たに、実際的にはそういうふうになるということで述べられたのか、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

それとあわせて、政策空家については、それぞれ全体がいなくなったときは解体するんだというのが補足説明の中であったと思うんですが、例えば、今回の条例改正の中で、政策空家として大平住宅ともう1カ所、峠の下住宅、沖家室にあります、これが政策空家でほとんどゼロになるという考え方なのか、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松村生活衛生課長。

生活衛生課長（松村 正明君） 質問のありました3点についてお答えいたします。

まず入居誓約書についてであります、これは従来より施行規則の中で定めております。それを最近、若干ペットを飼うとか、いろいろ守られていない状況がありますので、条例のほうに移して、内容は変えておりません。規則の中の様式にありますけども、その内容は変えず、条例のほうへ様式を移してするものであります。若干、いろいろ守られてないことが多いので、条例で誓約をしようというふうを考えております。

それから、敷金につきましては、従来より家賃の3か月分の敷金を納付しております。これは従来どおり変わりません。

それから、政策空家につきましては、大平住宅については2戸とも従来より政策空家にしてあります。それと、峠の下住宅1戸につきましては、既にもうおりませんし、そこは借地になっておりますので、解体して借地を返したいという考えで、このたび用途廃止するものであります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第30号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時35分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第26・議案第31号

議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第31号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第31号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、

補足説明をいたします。

主な改正内容につきましては、第6条第1号のただし書きは、入居者資格のうち単身で入居できる入居者の該当条件を規定したのですが、このただし書きに、第5条各号のいずれかに該当する者に加え、「所得が町長の定める基準に該当する者で、入居させることが適当と町長が認める者」を追加する改正をしようとするものであります。

具体的には、同居親族のない単身者で、一定の要件に該当する者を入居可能にしようとするものであります。

なお、町長の定める所得基準は、国土交通省例で定める基準の月額48万7,000円以下としております。

第11条は、住宅入居の手続について規定したものでございますが、先ほどの町営住宅条例の改正と同様に、入居決定者の入居手続として、連帯保証人の署名のある書類の提出と、家賃3カ月分の敷金の納付に加えて、これまで規則に規定されていた町の条例や規則等の遵守を誓約する入居誓約書の提出を条例に明記しようとするものであります。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号周防大島町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27・議案第32号

議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第32号周防大島町営改良住宅条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第32号周防大島町営改良住宅条例の一部改正について、補足説

明をいたします。

この条例は、住宅地区改進黨業により昭和38年度から昭和42年度に建設された橘地区の改良住宅和戸団地の管理運営について定めたものであります。

50ページの新旧対照表をごらんください。第3条第2項の表は、改良住宅の名称及び設置場所を規定したのですが、名称を通常使用されている和戸改良住宅に改め、他の住宅条例の別表に準じて、この表に種別構造及び管理戸数を追加しようとするものであります。

第4条は、周防大島町営住宅条例の規定の準用について規定したのですが、第1項においては、準用条項を現行の取り扱いに準じて整理し、条文の整備をしようとするものであります。

また、第2項において、和戸改良住宅の家賃につきましては、床面積に応じて建設当初の昭和38年に決定された額を賦課しておりますので、条中の表として条例に明記しようとするものであります。

なお、この準用条項の整理及び家賃の明記は条文を整理するものであり、それぞれ従前の取り扱いや家賃の額を変更するものではございません。

また、和戸改良住宅89戸のうち、床面積36.1平方メートルの住宅は75戸、床面積46.2平方メートルの住宅は14戸となっております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1点だけ聞いときます。

現地へ行ったらわかるように、今回名称も変えますが、改良という言葉を実際的には、使わんにゃあいけんのんか、どうなのか。どういう流れから改良という言葉を使いよるんか。今は現地に行ってみたら、改良住宅というたら誤解を生む中身になっちゃります。ほじゃけ、それはやっぱりきちっと条例改正のときにしちよったらええんじゃないか。別に法の規則がなけりゃあね、しちよったらええんじゃないかというふうに思いますが、ちょっと、考え方を聞いておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 当時、38年の事業で改良住宅法に基づいて、その改良住宅の補助金でつくったものであって、というのは、火災の延焼のおそれがある不良住宅密集地区において、そういう不良住宅を除去した地域の中に、住宅改良法の規定による国の補助を受けて建設されたものであります。

で、改良住宅という文言については、また検討させていただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） ちょっと補足的に申し上げますが、当時、一般住宅とか、その町営住宅の中でも、あの地区につきましては非常に劣悪な住宅環境にありまして、そこを改良住宅法に基づき改良住宅で整備をしたということでございます。

要するに、通常の町営住宅、一般住宅であれば、用地を町が確保して、そして、そこに新しく住宅を建てて、いい環境で住宅提供をするというのが普通でございますが、あの地域は非常に密集した地域でございますので、その、今住んでおられる方の土地を全部買い上げて、そして、その住宅をそこに改良して持っていくというふうな目的でございますが、当時ちょっと、なかなか一遍表から入ったら、裏へどこへ出たらいいかわからんちゅうようなすごく難しいような劣悪な状態になっておったところでございますので、あの状況を知っておられる方というのが、もうほとんどいなくなるような状況でございますが、当時のその整備した住宅法の中の法律の名称であったというふうに思っております。

それで今は、本来言えば、一般住宅になるべきところなんですけど、実は、その当時そこに住んでおられた方の土地、家を買収して建て、そこに住んでいただいたという経緯から、なかなかその流動性がないというちょっと大きな問題もあるわけですが。だから、すごく年数もたったわけですが、なかなか私の家をのけて、ここに私の家を建てたんだという非常にそういう思いが強いと 法律的にそうというわけじゃ全くないんですが、そういうことでございますので、今、部長が申し上げましたように、例えば、その名称を変えられるかどうかというのは、十分また検討の余地があると思います。改良住宅という、何か自分が改良した住宅のようなイメージもあるわけございまして、若干そういうところもあって、そこら辺も検討させてみたいと思います。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号周防大島町営改良住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28・議案第33号

議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） では、議案第33号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、それに伴い、地方公営企業法の一部改正により、資本剰余金を処分することができる場合を定めた同法施行令第24条の2の規定が廃止されることになりました。

平成24年4月からは、資本剰余金の処分については、条例または議会の議決によることとなるため、条例中第8条に資本剰余金の処分を定めるものでございます。

なお、施行年月日は平成24年4月1日を予定しておりますので、慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 資本剰余金の処分で、基本的に字句で見たら非常にわかりにくいんですが、実際的には、今まで処分してきた部分が法律改正によって処分できない部分が残るといこと。それをなくすために今回の条例改正をするということですが、その中身と、この条例が生きる、何年間かというのを含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） ただいまの御質問ですが、まず、この条例につきましては、おおむね2年ということになるかと思えます。ただ、26年中に公営企業法の公営企業規則の改正というのがございますので、それに伴いまして、それまでの間の条例ということになるかと思えます。

また、これをしなかった場合ですが、資本剰余金の中の補助金部分になるかと思うんですが、その補助金で買った医療機器とか、建物がなくなった場合の処分のたびに議会に提出して、議決を求めて処分するという形になります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

日程第29・議案第34号

議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について、補足説明をいたします。

平成24年4月1日から、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に下松市が加入することに伴い、共同処理する事務及び組合同規約の変更をするに際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容について関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであります。

なお、この規約は、山口県知事から許可のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号山口県市町総合事務組合の共同処理をする事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。



### 日程第30・議案第35号

議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第35号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第35号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めます。

内訳について申し上げますと、まず、産業の振興の区分については、基盤整備の農業に係る事業として、中山間地域総合整備事業周防大島地区の水路整備の一部を農業体質強化基盤整備促進事業に振りかえることに伴い、中山間地域総合整備事業周防大島地区の水路延長を変更し、新たに農業体質強化基盤整備促進事業を追加しようとするものであります。

また、山口大島農協の久賀選果場の選果施設を整備するため、強い農業づくり交付金産地競争力強化事業を追加しようとするものであります。

そして、漁港施設に係る事業として、白木、和田、森野漁港施設内の陸間を変更・追加しようとするものであります。

次に、生活環境の整備の区分については、橘斎場増設に係る事業内容の変更をしようとするものであります。

最後に、教育の振興の区分については、学校教育関連施設に係る事業として、明新小学校屋内運動場の改築を追加しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31．議案第36号

日程第32．議案第37号

議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第36号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと、日程第32、議案第37号小泊集会施設の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第36号及び議案第37号について、一括して補足説明をいたします。

議案第36号は、周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、自治会組織「油宇自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日としております。

続いて、議案第37号も議案第36号同様、自治会組織「小泊自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって施設の設置目的からも、非公募により、これからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は同じく平成24年4月1日から平成25年3月31日としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第36号油宇集会施設の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第37号小泊集会施設の指定管理者の指定について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第37号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第33・議案第38号

#### 日程第34・議案第39号

議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第38号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてと、日程第34、議案第39号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） それでは、議案第38号及び第39号の周防大島町学習等供用施設の指定管理者の指定につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第38号の浮島地区学習等供用施設は、自治会組織「浮島地区自治会」の区域に位置し、自治会活動の拠点となっているところであり、施設の設置目的からも、浮島地区自治会を指定管理者として指定しております。

また、議案第39号の原地区学習等供用施設についても、同様に自治会組織原地区自治会を指定管理者として指定しております。

両施設とも本年3月末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後においてもこれを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えますので、非公募により引き続き指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、両施設とも指定管理料は無料であり、期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようよろ

しくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第38号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第39号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、討論、採決に入ります。

議案第38号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35．議案第40号

日程第36．議案第41号

日程第37．議案第42号

日程第38．議案第43号

日程第39．議案第44号

日程第40．議案第45号

#### 日程第41・議案第46号

議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第40号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定についてから、日程第41、議案第46号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第40号から議案第46号までについて、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町在宅老人デイサービスセンター設置条例に定める7施設において通所介護事業を実施しておりますが、この事業の実施につきましては、平成18年9月から社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人白寿苑及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会に指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、要介護状態になった場合でも可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、デイサービスセンターで通所による日常動作訓練、入浴、給食サービス等を実施して閉じこもりを防止するとともに、心身機能の維持向上を図ることを目的として実施しているものでございます。

本案件の対象施設は、介護保険制度が導入される以前から老人デイサービス事業所として、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人白寿苑及び旧4町の社会福祉協議会に公設民営として管理運営を委託し、さらには、介護保険制度の開始に伴い、通所介護事業所となった経緯もあります。

このようなことから、長年にわたりサービス提供を行ってきた事業者が継続することで、高齢者にとって安心して利用できる施設となることに鑑み、社会福祉法人慈光福祉会、社会福祉法人白寿苑及び社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により指定しようとするものです。

指定期間につきましては、介護保険事業計画を3年ごとに見直すことから、その計画期間に合わせ3年とするものであります。

なお、当該施設は介護保険施設であり、介護報酬で管理運営費を賄うことから、指定管理料はゼロ円となります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第40号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第41号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第42号デイサービスセンター高塔園の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第43号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第44号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第45号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第46号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、討論、採決に入ります。

議案第40号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第40号デイサービスセンター福寿苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第41号デイサービスセンター文珠苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第42号デイサービスセンター高塔苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第43号東和在宅老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第44号デイサービスセンター油田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第45号デイサービスセンター和田苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第46号デイサービスセンターしらとり苑の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第42．議案第47号

#### 日程第43．議案第48号

議長（荒川 政義君） 日程第42、議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと、日程第43、議案第48号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第48号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑、しらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間として、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談、助言を行うものです。国の定める要項でも「指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できる」となっております。

このことから、本施設において、生きがい活動支援通所事業や指定通所介護事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として、引き続き非公募により1年間指定しようとするものです。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願ひい



たします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第48号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、討論、採決に入ります。

議案第47号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第47号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第48号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第44・議案第49号

議長（荒川 政義君） 日程第44、議案第49号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第49号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により選定委員会を設置することとされており、また、周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要項第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織するとされているところであります。

そのため、選定の透明性、公正性を図る観点から、選定委員は、大学教授、司法書士（書類審査の専門家）、中小企業診断士（財務の専門家）及び行政組織から計4名で組織し、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付させていただいております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をしていただいたところであります。

そして、その結果を受け、選定委員会にて優先交渉権者に選定された有限会社千鳥を竜崎温泉潮風の湯の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間としております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。この竜崎温泉の指定管理者については、当時、まあ、A団体ですが、不祥事を起こし、調査特別委員会、99条を設置し、たびたびの審議を行ってきたと記憶しております。

その当時、本町が営業停止処分を命じたところ、A団体より告発、最後には却下したものの、この審査委員会でのD団体が辞退したとき、このときに、A団体に対するこういったことの審議といたしますか、ただこの審査基準の5項目だけで、こういったことの審議は審査委員会のほうでやられたのかどうか、その点について、ひとつお願いします。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 各委員さんの意見の中に、その前回のことも加味されていると思われま。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） いや、今の答弁は、加味されてるじゃない。私が聞きたいのは、その審議の中にこの5項目だけで、そういったことの審議。ただ、部長、当時を思い出してほしいんですが、結構インターネットでも相当なブログというんですか、あれで入ったと思うんですよ、記憶しとるんです。

ただ、今おっしゃったのは、判断して、結局点数をつけられたということですが、その点数をつけるところ、この5項目にはないわけです。だから、そういったところが審議されたのかどうかをお聞きしたいんです。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この5項目につきましては、大まかに5項目ですけれども、実際はそれぞれの枠の中に細項目というような形で24項目ございます。その内容については、2ページの審査事項というのがございます。それに沿って審査をしていただいております。

その中で、うちのほうは事前に第1回目のとき、それぞれの会社、団体について説明をさせていただいております。それで、先ほど、平川議員さんの言われたことも事実として述べております。その中で、委員さんのほうから、そういったお話も出ました。それで、確認をとって、そして、その返答をもって委員さんが判断をされたというように理解をしております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 私は、この件が大事なというのが、ふるさと大島のことを、その同じ島民があれぐらいのブログを書かれるということは、よっぽどの勇気が要ると思うんです。ふるさとを捨てるような気持じゃないと、あの当時できてないと思うんです。皆さんはお忘れかわかりませんが、あのときのブログを思い出してほしいぐらいに思うとるんですよね。

ただ、委員さんは、大学の先生、司法書士さんと企業診断士さんで、ある程度 まあ副町長さんが入られとるんですが、ある程度、その辺がわからないで私は判断されたんで、ちょっとこれはいかなもんかなという気持ちでございます。

じゃあ、その点数がこの中に入ったということですね、その範囲で。はい、わかりました。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、議員からもブログでの内容について具体的に加味されたんかということ非常に危惧しとるという立場から質疑がありました。

それで、私のほうは、改めて、1つは当時の特別委員会の提起を、いわゆる町長や副町長はどのようにとらえているのかという点です。特別委員会として出した当時の資料に基づいて実際的には特別委員会が項目的には調査事件、委員会の開催回数、調査の経緯と結果、それで、指定管理者の違反行為について。それで、指定管理者の事情聴取、そして、安全性について指定管理者への見解、そのほか若干あります。

それで、言われるように、この特別委員会の報告の重み、それぞれどのようにとらえておるのかというのが1つであります。私も実は危惧している一人であります。やっぱり当時の特別委員会を設置して調査した内容、これは私は厳粛に受けとめんやいけんというふうに思っております。

しかし、やられた行為は、それはどなたでも不利益を被ったら、その不利益を除外しようとして法律的にはできます。しかし、実際的に誣告に近い告訴ではないかと。道理がわかれば、当時

として、そんな対応すべきじゃないというふうに私自身は思うておりました。

実際、そのような認識について、権利はあるが、そのことによって、私は逆に停止を求める告訴、告発だったと思いますが、そのことをするよりは、やっぱりその時点でも、実際的には新たな指定管理者として出発しようとする立場に立てば、ああいう行為は、私は好ましくないという立場です。その辺の認識を、今、聞いたら、皆加味しちよるんだと言っていますが、やっぱり改めてその経緯について執行部の考え方、そしてまた、告訴のてんまつについて、執行部のほうから答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当時、協定違反があるということで、当然執行部である私たちのほうで調査をいたしまして、そして、その内容について調査をし、皆さん方にも御報告を申し上げました。

その後、議会のほうでも特別委員会が設置され、そして、議会として調査を行われました。

結果的には、その中身につきましては、私たちが調査した結果と議会の特別委員会が調査した結果というのは、いずれもその協定違反があったということの結論では全く同じだったというふうに思っております。

当然、その執行部の調査の結果、執行部のほうで、協定違反があったという時点で何らかのペナルティー、結果的には管理業務の全部停止30日間というペナルティーになったわけですが、そのことを課せようという段階に、議会のほうでも調査をするという特別委員会を設置されましたので、当然私たちは特別委員会の調査結果を待って、その業務停止、ペナルティーをかけたわけでございます。

そこは、当然その議会のほうの特別委員会の結果と執行部のほうの調査結果とが同じものでないと、またそごが生じるということから、その特別委員会の調査結果を待って、そして、執行部と同じようなその協定違反を認定されたので、それに基づいて管理業務の全部停止30日間を課したわけでございます。そういうことは、当然その管理業務に違反しておったということはお互いの認定された結果だと思えます。

その結果、処分を平成21年の8月20日に通知をいたしまして、その後、それに対する異議の申し立てとか、執行停止の申し立てとかいうようなものが出てまいりましたが、結果的には、すべて私たち町のほうが申し立てたことがすべて通ったわけございまして、結果的には、その30日間の管理業務の全部停止が行われ、そしてまた、その後に業務を開始したということでございます。

このことについては、非常に大きな問題でございまして、当時、そのブログとかいうよりも、いろいろ新聞等でも出ましたし、また、その異議の申し立てや執行停止の申し立てにつきまして

も、その都度、新聞等でも報道されましたので、そのことについては、私たちも非常に竜崎温泉のイメージを傷つけてしまったということについて、それは、指定管理者を管理している私たちにも、そういう道義的な責任は当然あるわけでございますので、その当時もお断りを申し上げたという経緯があると思います。

しかしながら、その30日の業務停止が終わった後は、平常に管理をまた続けておって、3年間の指定管理期間が終わり、そして、次の指定管理の公募には、この業者は応募しなかったわけでございます。それで、今現在管理している指定管理者が管理を行い始めたということになっております。

しかしながら、それが今現在、御存じのように3年間の期間を待たずに、2年間で撤退をするということになったわけでございまして、大変急な話でございましたので、本当に公募する期間また審査する期間も非常に短く、また、本来であれば、もう少し公募要領等につきましては、また、その改善するというような改善というのは、例えば施設についての改善の余地とかもあったのではないかと思います。いずれにいたしましても、3月末で撤退するのに対しまして、4月1日からの新しい指定管理者を定めなければならないという非常にタイトな期間の公募ということになったわけでございます。

そしてまた、このことにつきましては、非常に私たちも内心言いたいことというたらおかしいですが、あるんですが、実は、現在の管理者、そして、前の指定管理者2代にわたっていろいろなちょっと問題を起こしたという形になっております。言うなれば、この施設のピークは、11万9,000人の集客があった施設でございます。それがだんだんと集客力がなくなってしまっていて、今現在は、多分まだ3月までの数字が出ておりませんが、8万人そこそこになっているのではないかというふうに思っております。このようなことになったからこそ、今回の公募では年間920万円掛ける3年間分の指定管理料を出さなければ、その指定管理を受けていただくような、応募するような業者が見つからないというような形になってきております。そのような現在の状況でございます。

だから、今、議員さんからお話がありましたこと、当時のその管理業務の全部停止に至ったことにつきましては、大変大きく重く受けておりますので、そのことについては、当時も申し上げましたが、まことに遺憾であったというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 当時、ちょっと思い出していただきたいのは、私は特別委員会の委員ではありませんでした。委員に入れなかったわけですから。それで、当時、実際的にあの調査活動を執行部等が調査をするときに、どういう手段を用いたかちゅうのも非常にまずいやり方をした。町の職員がいわゆる現地に調査へ行くと、どういうやり方かという、写してる。現認。

いわゆるいざのときには裁判になるぞというようなやり方で当時の職員を、実際的には担当職員を写していったと。そういうふうなことも町長自身が知っちゃうんじゃないだろうか、どうだろうかという疑念があるわけですよ。

それは、確かに自分たちの仕事を守るためにいろんなやり方がありますと。しかし、ルールはルールとしてやっぱり、例えば町が調査に入ったら、やっぱりその調査に応じると。それなぜかという、誠実さなんですよ。町と指定管理者の誠実さがなけりゃあ、やっぱりわしは何よりもここが大事だというふうに思うわけですよ。それを、もし、今、町長が当時の状況について知らなければ、また所管課のほうに聞いてから、広田が特別委員会でもないのに、改めてきょう本会議で言うたが、そういう状況があったのかなかったかを含めてやっぱり問うていただきたいというふうに思います。

それでないと、そういう部分が欠落したまま、いわゆるこのまま、一応流れとしては、この後、済んだ後全協をやるということなんで、その中でもやってもろうてええというふうに思いますが、一応私のほうとしては、当時の状況。私は当時、町職員から随分聞かされましたからね。じゃけ、その思いは今の段階で消えたものじゃないという立場です。ぜひ調査をして、ほいで、当時の担当職員に実際どうじゃったんかと、対応方が。指定管理者の対応方はどうじゃったのかということを知ってから、やっぱり全協なりで報告していただきたいというふうに思います。答弁はありますか。答弁あったら、答弁してもろうて。私のほうの質疑は終わりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当然、その当時大変大きな問題になりましたし、当然その町の職員が、その担当職員は当然調査にも入りますし、そのことについては詳細に私も報告を受けておりますし、そしてまた、その後に特別委員会のほうも調査に入られ、そして、結果的には、私たちが調査したものと特別委員会が調査した結果というのは全く同じだったわけです、協定違反があるということについてですね。

それに基づいて管理業務の全部停止30日間を行ったわけでありますから、そのことについて、私は管理業務の全部停止を行うということは、非常にこれも大きな、重たいペナルティーだと思いますが、そのことをやるのに、今言われたように、町の職員がその調査に入ったときのことに、どういうふうな経緯があったかということは詳細にちゃんと報告もを受けておりますし、そのことは理解しているつもりでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 詳細を聞いとるといふなら、やっぱり町長自身が、私は判断が甘いんじゃないかというふうに思います。言うのが、町職員は対等の立場で調査に入る。対等の立場でね。いわゆる町の職員、実際に事前に行きます。それは報告するはず、抜き打ちばかりじ

やないと思いますよ。事前に言っちゃると、通知が行っちゃると思います。

そういう中で、例えば今私が言うたような状況が、ほいじゃあ、あったという認識はしちよってんですか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） そういう判断のもとに、管理業務の全部停止30日というのを課したというふうに思っております。いや、それは、今どういうふうな調査をして、どういうふうな対応であったかということもすべて聞いております。

ただ、今言われますように、協定違反に対しましてその全部停止をやったわけで、それについて、その調査の内容についても、それは詳細にちゃんと報告も受けておりますし、ちゃんとその資料も残っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新山議員。

議員（4番 新山 玄雄君） 当時の特別委員会の委員長でございましたので、責任といえますか、こういう事態になったというのを少しは感じているところではありますが、この件が新聞で報道されましたよね。で、前回もかなり大々的にやられた。だから、町民の皆さんが非常に関心が高い。で、びっくりしたのは、今回、我々が、私が知らんようなことまでみな町民の人が、例えば、その辞退された業者の名前まで町民から教えてもらったりというようなことがあります。

で、その方たちがいろんなことを言うのは、ちょっとびっくりしましたね。何人も言われまして。で、やっぱりそういう人たちの疑問なりに答えていかなきゃならない。これは私らの責任、議会の責任もあるわけですけども。

で、それを分けると5つぐらいあるなあと思ったんです。で、1つは、なぜ松村さんがこれをやめたのかということですよ。そして、この件については、この前全協で御本人にも来ていただいて、我々は大体理解はしておりますけれども、そういうこと。

そして、2点目は、その今度の指定業者の第1番の人が辞退をされたということ。なぜ辞退をされたのかということです。

で、3点目には、今いろいろ質疑がいっぱいありましたけれども、いろいろいきさつがあった業者がまたということになっておるとい、これは何となく不自然な感じがするということですね。

それで、4点目は、ほぼ1,000万円近くを上乗せして契約しようと、こういうことなんですけども、それが根拠はよくわかるわけですけど、その1,000万円今やるんなら、なぜ、もうちょっと前にできなかったのかということですよ。で、もし1,000万円を松村さんのほうに提示ができれば、案外続けておったかもわからんという、まあ、それはそういうふう言うんですよ、ということですね。そういうことがあります。

それと、もう一つは町の管理責任ということだろうと思うんです。

で、これはまた全協でいろいろと話を詰めて、詰めるというか、丁寧に議論していったらいいと思うんですけど、私が前回の特別委員会の委員長で感じていたことは、もちろん協定が基本になりますけれども、これは客商売ですから、客相手ですから、やっぱりいろんなその状況に応じて対応していかなきゃならんことがあって、今、町長が公募の要領についてもちょっと考えにやいかんというような発言がありましたけれども、やっぱり協定というのはあくまで遵守しなければなりませんけども、やっぱり臨機応変に対応しなきゃいけない場合もあるんじゃないかと思うんですね。

ですから、例えば施設の運営上に協定以外に何か対応しなきゃならないようなことが起きた場合には、町長の判断でその対応ができるとか、そういうふうなことが必要なんじゃないかと思うんですね。

そして、いずれにしても、これが町民の財産であり、町の宝ですから、これは執行部も議会もみんなが一つになって、やっぱり守っていかなきゃならんわけです。余りにもトラブルが続いておりますから、そこら辺の根本的な原因もこの際ちょっと大いに議論をして、やったらいいと思います。まあ町長も随分心痛していると思うんですけども、やっぱりこれは議会も、我々も含めてその対応について、この際きちとしたものが、共通認識ができたらいいなと思っております。

ですから、全協でまたいろいろ発言させていただきますけど、そういうふうに思うところでございます。いちいちまたやると長くなりますから、もういいですけども、私の基本的な感想ですけども、まあ答弁がありましたらお願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、率直な御意見だと思います。当然、こういうふうな行政サイドとか、または、議会のサイドにいない一般の町民の皆さん方が、今、率直に感じるお話だったんじゃないかと思っております。

5点ほどありましたが、なぜ松村さん、松風会が撤退することになったのかということなんですけど、これは、当然その指定管理者側のほうの事情だとは思いますが、それは実態を見てみますと、非常に今、入浴客が減ってきておると。もう一つは、そのレストランの売り上げが半分とは言いませんが、6割方まで減ってきておると。この2つが大きな要因。結果的に通常の運営ができないということが、この間もここで、現指定管理者の松風会のほうからお話があったとおりでございますが、赤字をずっと続けてまでは、やっておれないということだというふうに思っております。

そして、今回の選定委員会にかかっておる応募者4団体の中の1団体が辞退をしたということ



でございますが、これはまた課長のほうにその辞退届を持ってきたときに詳しく聞いておりますので、課長のほうからも答弁をさせますが、ちょっとこの時系列で申し上げますと、一番初めが2月の14日に選定委員会を開いております。そして2月の21日に2回目、そして3回目が28日ということになっております。

そして、2月の21日に、実はその各団体のヒアリング、要するに面接といいますが、どういう提案をして、選定委員の皆さん方がいろいろ質問しとる日が21日でございます。そして、その21日の質問の中身については、私は出ていませんので、よくわかりませんが、それらの中で、いろいろこういうことをやってもいいのか、こういうことはやっちゃあいけんのかというようないろいろなことが議論されておったようでございます。言うなれば、例えば、その赤字の部署が出たときはやめてもええのかというような。例えばそのプールのことでございますが、プールはなかなか経営上は難しいので、プールを閉じてもよろしいかといったときに、いや、それは町の福祉目的の施設なので、プールをやめることはできませんというふうなことが、初めて21日の日に各個別に、4団体の団体ごとにヒアリングがあったということでございます。

それで、その21日すべての団体とのヒアリングが済んだ後に、今度は、今のDという団体は、24日にその辞退の届け出を持ってきておるんですが、これは詳しくまた課長のほうから話をさせますが、実は、そのような今申し上げましたような、例えば必ず赤字体質であろうプールについては、早急に閉めて運営をしたいというようなことができますか、というふうな質問のときに、いや、それは町のほうとしてはできませんと。それは一体的に運営していただかなければできません、という返事は当然のことなんです、そのようなことが21日あって、そして24日の日に、ああ、それならどうもこれは赤字脱却ができにくいんじゃないかというふうなことがあったというふうに聞いております。ほかにたくさん要因はあるんでしょうけども、そこで、その21日のヒアリングの後の24日の日に辞退届が出たわけでございます。

だから、28日には、実は、もう選定の結果を町長には選定委員さんから報告をするというだけだったんだろうと思うんですが、28日にもう一回選定をしかえるというような状況になってまいりまして。そして、実は28日の3時に私が受け取るようになっておったんですが、相当時間がかかりまして、ちょっと私もちょうど3時から商船高専の評議委員会もありましたし、6時から沖浦地区の区長会にも出るようになっておりましたので、もう受け取るだけ受け取って、中身は全然見る間もなく、それで、議案に仕上げるのが、書いておりましたが、1日おくれて、皆さん方にも御迷惑をかけたという形になっております。一番がなぜ辞退したのかというのは、それは中身全部はつまびらかじゃありませんが、それが一つの大きな要因だったというふうに、課長のほうに辞退届を持ってきたときに申したそうでございます。

で、一般論的に言って、問題のあったその千鳥がまたなぜかということも当然、そういう状況

が起こった後に浮上したということですから、そのことについても、こういう選定委員会とか何とか全く内容がわかってない一般の方々にすれば、「えー、あっこは3年前にそうだったのに、またそこになるの」というようなことは、それは素直な感想ではないかということも思います。

それと、920万円の指定管理料を出して公募をかけるということでございますが、これは先ほどの予算のときも申し上げましたが、やはり今の実績を、昨年の実績と現在の12月、1月までの実績を見てみますと、相当落ち込んでおります。だから、要するに入浴客も、そしてまたレストランやそこらあたりのほかの分の販売につきましても相当落ち込んでおりますので、このまま例えば全く指定管理料を出さない状態で募集をかけても、多分今の実績表を見れば応募する方はいないであろうと。

そして、その松風会のほうが撤退する理由というのが、これだけ赤字がかさんではできないということでしたから、当然その指定管理料である程度補って行って、もとの、例えば10万人または12万人というふうな集客力のある施設に成長させるための呼び水がぜひとも必要だというふうな、まあそれは内容の計算は、ちゃんと詳細な計算はありますが、当然それが必要だったということでございます。

そして、今のその指定管理者のほうに、それじゃその920万円を出せなかったのか、1,000万円は出せなかったのかというような、疑問も多分あると思います。しかしながら、それは非常に公平さを欠く措置だというふうに思うわけです。例えば、今の松風会が指定管理者になる前は、当然公募したわけでございます。公募して、そして応募が何社もおって、そして松風会に決まったわけです。で、そのときの条件は、指定管理料は出さないが、指定管理者になる方はおりませんかという募集をかけておるわけですから、やってみてダメだったから、ほいじゃ1,000万円出しますよというんでは、そのとき外れたほかの人たちは、それじゃったら私たちもやったのに、というふうなことになるんじゃないかということで、今のこの3年間の間に新しくその指定管理料を出すということは、ちょっとできないんじゃないかと。そうでないと、そのとき一緒に応募した方々に対して非常に不公平になるというふうな思いがあります。

それと、町のほうの管理責任ということも、当然これは松風会さんが撤退するということにつきましては、それは第一義的には松風会のほうの内容とも思いますが、結果的に、その町が指定管理に出している施設から撤退するということなので、当然、ちゃんとした運営ができなかったことの一端の責任は、町にも当然あるんじゃないかなと思っております。ただ、直接町が手を下しているというわけじゃございませんので、松風会の松村さんと何度もお話をさせていただきましたが、松村さんの言を借りれば、努力が足りなかったといいますが、ちょっと甘く見過ぎておったというふうなことは、本人からもお聞きしておるところでございます。このようなことが、今、単純な疑問があるとすれば、それに答えるような言葉ではないかなとも思っております。

しかしながら、いずれにいたしましても、その前回がああいうふうな協定違反、今回が結果的に3年間の協定期間中の中での撤退ということになったわけですから、何としても一日も早く昔のにぎやかだった竜崎温泉にしなければならないというふうに思っておるところでございます。

そして、もう一点は、そういう協定違反で業務停止を受けたその業者が応募することについて、どうなんだろうかということもお聞きしております。そのことにつきましても、町の条例と施行規則の中では、協定解除になった人は応募できないというふうになっております。しかしながら、その協定解除ではなく、要するに業務停止を受けた、ペナルティーを受けた指定管理者が再度応募できないというふうにはなってないわけですね。

それで、特別委員会のお話または決算委員会のお話の当時の建設環境常任委員長さんの御報告の中にも、そういう議論があったという報告が当時、21年ですか、ありました。要するに、そのときの答弁とすれば、今後、協定違反があれば、その業務停止ではなくて、即もう協定解除だというふうにして、その次の応募ができないようにすることが必要なのではないかというふうな御議論もありました。

ただ、それから後は協定違反ということは起こっておりませんので、そのことについては、まだ行ってありませんが、言うなれば、協定違反を業務停止ではなくて協定解除というふうにすれば、当然次の公募はもう受けられない。欠格事項に該当するということになるということでございます。私たちは今、その協定違反で業務停止を受けただけで欠格条項には該当しないということで、当然その選定委員会のほうにはその4団体を、応募してきた団体をそのまま出しておいたという状況でございます。

議長（荒川 政義君） 新山議員。

議員（4番 新山 玄雄君） まあ大体理解できましたが、全協等ございますので。そうですね、やっぱり先ほど申し上げましたけれども、こういう状況になって、これからの指定管理のあり方とか、そして、あそこの潮風の湯のあり方とかいうことをしっかり協議をしていけたらと思います。

それで、時間も少しかけて議会と執行部がしっかり合議して、統一的な見解を出すというようなことが必要だろうと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでございますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日の3月23日の本会議といたします。

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、明日3月8日木曜日、午前9時半から開きます。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時50分散会